

## 令和4年3月清須市議会定例会会議録

令和4年2月28日、令和4年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

### 1. 開会時間

午前 9時30分

### 2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

### 3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 河口直彦
総	務	部 長 岩田喜一

危機管理部 長	丹羽 久 登
市民環境部 長	石田 隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監	加藤 久 喜
建設部 長	永渕 貴 徳
会計管理者	吉田 敬
教育部 長	加藤 秀 樹
監査委員事務局 長	三輪 晃 司
企画部次長兼人事秘書課長	石黒 直 人
企画部次長兼企画政策課長	後藤 邦 夫
総務部次長兼財産管理課長	飯田 英 晴
総務部次長兼収納課長	三輪 好 邦
建設部次長兼都市計画課長	長谷川 久 高
建設部 参事	大橋 秀 一
建設部 参事	兼松 俊 彦
企業誘致課 長	沢田 茂
総務課 長	楢本 雄 介
財政課 長	服部 浩 之
税務課 長	渡辺 由利子
危機管理課 長	舟橋 監 司
市民課 長	伊藤 嘉 規
保険年金課 長	篠田 敬 幸
生活環境課 長	所 邦 治
産業課 長	梶浦 庄 治
西枇杷島市民サービスセンター所長	北神 聖 久
清洲市民サービスセンター所長	葛山 悟
春日市民サービスセンター所長	日比野 鋭 治
社会福祉課 長	鈴木 許 行
高齢福祉課 長	古川 伊都子

子 育 て 支 援 課 長	藏 城 浩 司
健 康 推 進 課 長 兼 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 対 策 室 長	寺 社 下 葉 子
新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 課 長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	辻 清 岳
ス ポ ー ツ 課 長	浅 野 英 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 管 理 事 務 所 長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議 事 調 査 課 長	高 山 敬
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

( 傍聴者 17名 )

( 時に午前 9時30分 開会 )

議長 (八木 勝之君)

おはようございます。

令和4年3月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は22名でございます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を議題といたします。

念のため申し上げます。

一般質問については、議会運営上の申合せ事項により、質問の時間は当局の答弁を含め40分以内となっておりますが、過日の議会運営委員会においても確認いたしておりますので、議員各位には御承知のことと存じますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、各議員におかれましては、可能な限りの時間短縮に御協力いただきますよう改めてお願いいたします。

なお、議員の1回目の質問は、議長の許可を受けた後、発言席へ登壇し、議席番号と氏名を述べてから行い、2回目以降の質問は質問席にて、着席して行ってください。当局の答弁は、自席で挙手をして議長の許可を得てから発言してください。

また、一問一答方式により、同一答弁者が連続して答弁する場合は、所属・氏名を省略してください。

去る2月16日までに9名の方より一般質問の通告書が提出されておりますので、通告の順序に従い、発言を許可いたします。

初めに、成田議員の質問を受けます。

成田議員。

< 21番議員 (成田 義之君) 登壇 >

21番議員 (成田 義之君)

皆さん、おはようございます。

議席21番、清政会の成田義之でございます。

議長のお許しを頂きまして、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は過去にも何回もこの質問をさせていただきましたが、重複する点もあるかと思いますが、

よろしくお願いをしたいと思います。

また、今、議長から時間短縮というお話も承りましたので、答弁につきましては簡単で結構ですので、よろしくお願いをいたします。

近年、区画整理が各地で行われ、宅地化が進んでおります。他方、旧市街地では古い空家が目立ち、建替えは別として、開発業者が分譲住宅を進めておられます。建売業者が開発して10年そこそこで通過道路が市に移管され、その現場を見て唖然といたしたところがございます。道路は波を打っており、U字溝は凸凹で、住民の方はよく我慢しているなど感心をいたしております。

そこで、関連した質問を以下5点ほどさせていただきます。

①建替え家屋の解体の届出の受け付けの折に、業者に対し注意事項はありますか。

要は、解体業者がここを解体しますよという申請をされるときに、市として注意事項を述べておられるか、これを確認したいと思います。

②市道に移管される場合の舗装やU字溝などの行政の指導はどうなっているか。

市の基準はあるのか。市の基準に沿って業者がやっておるか、実際にその現場を見て確かめておられるのか、その点についてです。

③赤道で車が入れない道路についてでございます。市が4m道路になるようなセットバックの計画図はできておるのかと、こういうことです。

御承知のように、我々もそうですけども、横町も旗本もそうですが、全く車が入れないところで古い家並みが建っておって、せっかく駅に近い土地が新しい建物が建たないという、こんな不自然な減少を何とか解消したいということで説明するものでございます。

④土田・上条地区の企業誘致の計画をなされておりますが、この点についての進捗状況の説明をお願いしたいと思います。

⑤危険空家や放置空家に非住宅用地並みの課税はかけられないか。

要は、老朽化して今にも壊れそうな住宅が多々見られます。長年ほっとかれておる住宅を市はほっとく必要ないと思うんですよね。これに対する課税をどんな方法でかけられるか、かけるかかけないか、この答弁で結構ですので、ひとつよろしくお願いをいたします。

以上で私の一般質問の御回答のほうをよろしくお願いをいたします。

議長（八木 勝之君）

最初に、①の質問に対し、長谷川建設部次長兼都市計画課長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

都市計画課長の長谷川です。

それでは、1番の解体の届出時に市が業者に対してどのような注意事項を行っているかということについて御答弁させていただきます。

解体工事の場合、建設リサイクル法の届出が必要であり、その際に排水管や側溝などを損傷しないようにというチラシをお渡しして、そういったチラシとともに注意して工事をしてくださいというような啓発を行っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

ありがとうございます。

要は、私が聞きたいのは、現実には解体したところで陥没しとるところが多々あるんですよね。なぜかという、結局、下水の管がきちっと止めてないために本管のほうに土が流れて陥没しとる、こういう例が二、三あるんですよね。だから、そういう注意事項、今、チラシとおっしゃったんだけど、チラシの重立った内容だけでいいです。全部じゃなくていいです。私が今、言った質問にも入っておるかどうか、その辺お聞きしたい。

議長（八木 勝之君）

長谷川課長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

お配りしているチラシの内容を簡単に説明させていただきます。

決まった様式というか、決まったものをお渡ししておるんですが、公共下水道が供用開始されてから公共下水道を使用している建物の解体工事によって、取付管や柵が撤去損傷されるケースが発生しております。下水管の破損で付近の住民の方にも迷惑を及ぼすおそれがありますので、御注意して施工していただくようお願いいたします。

なお、損傷をいたしますと御迷惑になりますので、解体業者のほうで直していただくようお願いいたしますというような内容になっております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

2 1 番議員（成田 義之君）

要は、本管に伝わっている下水管をきちっと止めなさいよという指示はしていると、こう解釈でよろしいですね。そうですね。もういいです。

次に行ってください。

議 長（八木 勝之君）

次に、②の質問に対し、永渕建設部長、答弁。

建設部長（永渕貴徳君）

建設部長の永渕でございます。

市道に移管される場合の舗装やU字溝などの行政指導についてお答えを申し上げます。

開発などにより市道に移管される場合、将来公共施設管理者の同意が必要となります。開発許可で必要な道路の基準以外につきましても、市の土木課と協議の中で、地域性や実情を踏まえまして、舗装構成や側溝構造等について指導させていただいております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

成田議員。

2 1 番議員（成田 義之君）

部長、申し訳ないけども、指導じゃなくて、そういう市の施工の図面とか、そういうものはあるんですか。

議 長（八木 勝之君）

永渕部長。

建設部長（永渕貴徳君）

指導といいますか、まず基準がございまして、道路構造基準というものが国から示されたものがございます。それに基づいてやるのが通常でございます。

それと、愛知県も道路構造基準というのをつくっておりますので、それに準じて清須市も指導しとるということで、その中には図面等全部入っております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

成田議員。

2 1 番議員（成田 義之君）

例えば、一例を挙げると、御承知だと思うんですけども、あるところでそういう陥没があるんですよね。ああいう場合は、業者の保証期間は決められたものがあるのかね。

議長（八木 勝之君）

永渕部長。

建設部長（永渕貴徳君）

最初のときに瑕疵担保ということで1年間の瑕疵担保がございますけども、先ほど議員が言われるように、何十年かたって壊れたと。そういったもので明らかに業者の不手際だということの方が分かりましたら、そういったことについては、そういう説明をもう一回受けて、訂正、そういうこともお願いをするということはやっていきたいと思っておるんですけども、今回の場合については、今の業者もいないということで、市がやるということにはなっております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

たまたまこれは業者が造って、建売業者だから利益が当然ですけども、施工ミスだと私は思うんですけども、そして、なおかつ小さい業者だとすぐ倒産してなくなっちゃっているわけですね。ですから、ある程度、市が移管する場合ね、例えば、10年間の前にこういうことがなった場合は、倒産した業者は別として、生きておる業者だったら補償させるべきじゃないかと思うんですけど、どう思われます。

例えば、10年なり5年なり、その間に陥没したりした場合は、これは業者持ちですよという規定をつくられたらどうかと思うんですけど、これも難しいわな。もういいですわ。検討の余地があると思うので、一度検討してください。

次。

議長（八木 勝之君）

次に、③の質問に対し、長谷川建設部次長兼都市計画課長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

それでは、3番の質問であります赤道で車が入れないような道路を4メートルの計画にするものがあるのかどうかということについて御答弁させていただきます。

現在、道路拡幅を含めた密集市街地の改善に向けた対策を講じるための調査を本年度と来年度



の2か年で実施する予定としております。その調査結果を踏まえ、地元の方々と調整を図りながら、道路拡幅を含めた対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

難しい話になると思うんですけど、私も過去に防災道路を旗本と横町でつくったんですけど、そのときには地元の同意が必要だったものですから、難しいと思うんですけども、今、従来の赤道ですね、これに対して防災道路の指定というのはもっと簡素化してできないもんかね。そうすると、次に建てる時にセットバックして皆さん有効な土地になると思うんですけども、これは地元住民の同意がどうしても必要なんでしょうかね。いかがですか。

議長（八木 勝之君）

長谷川課長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

先ほど申し上げましたとおり、調査はしております、その調査というのが、そういった密集市街地の建物の棟数の密度、狹隘道路の密度、老朽建築物の棟数などの調査をしてまして、それでいろんな対策を講じていければというのは考えております。

今現在、木造住宅の耐震化ですとか空家の対策もしておりますし、危険なブロック塀の撤去というのもしておりますので、そこに加えて、必要な道路を広げていくということは考えていきたいというようには思っております。

ただ、広げるに当たっては、どうしても個人の方の財産を少し分けていただくというか、御協力を頂くこととなりますので、どうしても御理解が必要になるかというのは考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

その点はよく分かりました。坪数が30坪以下だと、それでセットバックすると住宅金融公庫の借入れもできないという不都合があるということは承知してはいますが、何らかの方法でやっていかないと一変にはできないということだから、例えば、5年、10年、20年かかっても何か

いい方法を考えていただけるとありがたいなと思うんですけど、次でお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、④の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課長の沢田でございます。

それでは、④土田・上条地区の企業誘致の進捗状況についてお答えします。

土田・上条地区の進捗状況といたしましては、平成30年8月・11月に市議会へ請願が提出され、採択された以降に、上条地区は令和2年10月に、土田地区は令和3年7月にそれぞれの地権者有志でつくるまちづくり協議会が発足され、新たな土地利用に向け、それぞれの地区ごとに話し合いが進められてきました。

令和4年1月に、一体的に開発が進められるよう土田・上条地区まちづくり協議会として合同で開催し、民間開発事業者により新たな土地利用ができるよう調整を進めていくことで合意されました。

2月には、両地区のまちづくり協議会に対し、民間開発事業者による事業説明会が実施され、今後は開発事業者が個別に地権者へ事業の説明を進めていく予定であると聞いております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

課長、民間開発をやられるということですけども、最終的に民間業者を決めるに当たってはどのような基準でですね、1社で決まるのか、2社で決まるのか、それとも複数でやられるのか、どのような状況ですか。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

基本的に、土田・上条地区の開発につきましては、まず、企業のほうから提案をいただく予定をしております。これは都市計画法21条の2の条項を使って民間開発事業者のほうから市のほうに提案が入ります。その提案を受けて市のほうが、その提案が市にとっても、地域の皆様方にとっても有益な提案なのかどうなのかというのをしっかりと判断してまいります。その判断結果

によってその提案を受け入れるか否かを決めた上で、受け入れるとなった場合には、その事業者と開発に向けて具体的な法的な手続も含めて進んでいくということになりますので、いわゆる今、質問のありましたように、1社、2社、3社が例えば提案か何かして、それを選定して決めていくというものではなくて、あくまでも民間の開発事業者のほうから提案を受けて、そこで始めて行政が審査するという流れになります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

土地が膨大ですので、1社では無理だから、この地区はこの民間業者ということで2、3社で分けておやりになるというように聞こえるけど、それでよろしいですか。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

そのように聞こえましたら申し訳ないんですが、そういうことではなくて、あくまでも地区面積が土田・上条に関しましては43ヘクタールございますが、その開発事業ですね、今のところは1社でその開発を何とかやっていきたいということで民間開発事業者からの相談はいただいております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

私は、一番気にするのは税収のことですよ。工業団地にするのか、準工にするのか、住宅の宅地並みにするのかによって税収がかなり違ってくると思うんですよ。御承知のように、住宅地だと高く税収が頂けるけど、工業地域の指定になると、今現在の税収の基準でいくと約半額ですよ。例えば、住宅地は固定資産税が10万円とすると工業地帯は5万円ですよ。この格差を縮めて、もう少し税収が上がる方法というのは考えておられるのかなと思ってお聞きするんですけど。簡単でいいですよ。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

税収といたしましては、今現在は調整区域になっておりますので、それほど税収は頂いている状況ではございませんが、税収の上がる策としましては、例えば、立地する企業が設備投資が多いような事業者を選定するなどして、税収が増収になるように心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

私が言うのはね、要は、宅地並み課税よりも宅地並み課税に等しいぐらいの税収をもらえるように、工業地域だと半額しかもらえないから、その辺の調整をいかにやるかということが今後の課題じゃないかと思うので、その検討をひとつお願いいたします。

次にお願いします。

議長（八木 勝之君）

最後に、⑤の質問に対し、長谷川建設部次長兼都市計画課長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

都市計画課長、長谷川です。

それでは、5番目の質問であります危険な空家等に対して更地並みの課税ができないかどうかということについて御答弁させていただきます。

平成30年度に危険と判断した4軒を特定空家等と認定し、これまで指導等を実施したところ、その4軒全てが現在除却されております。これは特定空家に認定されたことによる固定資産税の軽減特例除外の効果が大きかったと思います。今後につきましても、こういった危険な空家について積極的な対策を講じるため、現在、新たな特定空家の認定に向け準備を進めているところでございます。

議長（八木 勝之君）

成田議員。

21番議員（成田 義之君）

要はね、5年先、10年先の税収をいかに上げるかと。金を使っていけばいつでも簡単に使え

るから、皆さん要望があって、あれつけてくれ、これつけてくれという要望で金はどんどんこれから長寿命化社会で金がかかるもんですから、京都の例でいくと、今年の2月20日の朝刊を見てもらうと分かるんですけど、日本で初めて空家に税収をかけて8億6千万円の利益を見込んでいるんですよ。清須市でも、空家に対する税収をかけると、人口からいくと大体かなりの税収が上がると思うんです。老朽化して今にも倒れそうなところがね、居住がないのに、ただ同然の税金でやっとするわけですよ。これに宅地並みの課税をかければかなりの税金が上がってくると思うんです。半年や1年で難しいと思うんですけど、周知徹底して、ここ3年ぐらいの間に空家に対して課税をかけるべきだと私は思うんです。

時間もないですから答弁は要りませんが、市条例をつくって、京都も条例をつくっているんですよ。だから、清須市も条例をつくって、周知徹底して3年後には課税をかけるという回答を本当は頂きたいけど、私の時間も来ましたので、ここでやめておきます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

以上で、成田議員の質問を終わります。

次に、飛永議員の質問を受けます。

飛永議員。

< 9番議員（飛永 勝次君）登壇 >

9番議員（飛永 勝次君）

議席9番、飛永勝次。

ただいま議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私のほうから大きく2点でございます。

最初1点目、重層的支援体制整備事業について。

つながり支え合う関係性を大切にしたい社会、地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的な支援体制の構築を担うため重層的支援体制整備事業が創設され、令和3年度に任意事業としてスタートをしました。全国では42の自治体、愛知県においては岡崎市、豊田市、東海市、大府市、長久手市の5自治体でスタートしています。人口減少と高齢化による社会構造の変化が影響し、福祉ニーズも変化し対応できていないケースもあると聞きます。世帯の複合課題としては、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、子どもの貧困、制度のはざまにある課題としては、長期のひきこもり、ごみ屋敷に居住する人、収入・資産があっても社会

的孤立状態にある人などがあります。また、諦めていたり、支援の拒否やセルフネグレクトといった自ら相談に行く力がないケースも発生をし、周囲も対応に困る状況にあり、地域の福祉力が弱まっていることも事実であります。そして、コロナ禍によって、これらの問題・課題はますます深刻化しているとも言われています。

重層的支援体制整備事業は、これらの課題に取り組むため創設されました。伴走型支援を一つの柱として、寄り添って、つながっていき課題を解決の方向へ向け、地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築を目指しています。今までにも2回ほど質問をさせていただきましたが、今一度確認も含めて伺います。

①重層的支援体制整備事業の必要性の認識について

②福祉ニーズの変化とその対応、問題課題について

③重層的支援体制整備事業への取組について

次に、2 子育て世帯訪問支援臨時特例事業について。

家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育てをしている家庭が増えており、子どもの養育だけでなく妊産婦を含む保護者自身が支援を必要としている現状を受け、子育て世帯訪問支援臨時特例事業が令和3年度補正で予算が確保されております。

そこで、以下伺います。

①事業の認識について

②事業への取組について

御答弁よろしく申し上げます。

議長（八木 勝之君）

最初に、1の①の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

1の①の質問に対し、お答えいたします。

重層的支援体制整備事業は、地域住民が抱える問題が複雑化・複合化する中において、既存の支援機関などを活かして、介護・障害・子ども・貧困といった従来の属性を超えて相談支援を円滑に実施できる体制を構築するものであります。

支援に当たり、属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止める相談支援、社会とのつながりをつくるための支援を行う参加支援、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する地域

づくりの3つの支援を一体的に実施することが求められております。

現在、相談支援をする中でも、福祉制度のはざまや複合化したケースが存在することは承知しており、庁内・庁外の関係機関などとも連携を図り、相談支援を円滑に実施する必要性は認識しております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

今まで2回ほど御質問させていただいた中で、今、課長が言われた相談支援のところの質問に偏っている傾向があります。これは今お話があったように、既存の制度ではサービス、福祉支援を届けられないという状況が発生をしておるため、ここを御質問させていただきましたけども、今回改めて、地域共生社会を実現するための重層的支援整備体制事業ということであって、質問させていただいた次第でございますけども、今の課長の御答弁の中で連携という言葉が出てきました。今回の施政方針の中でも子育てしやすいまちをつくるということの中に、円滑な連携体制を構築するという話も出ております。

実は先日、子ども・子育てに関しては、これは皆さん御承知ですけども、こども家庭庁が創設をされると。これは2023年にということで、2月25日に内閣閣議決定をしております、ますます複雑化する家庭事情、生活事情に福祉の手が届くようにということ、厚生労働省も今回、重層的支援体制整備事業設定をしておるものでございます。

この中で、今、課長が連携ということを言われましたけども、今の社会福祉課の課長として連携して解決をしていくという、今、言われた連携の具体的な方策と重層的支援体制整備事業における連携との違い、または差異、こういったものはあると考えますか、ないと考えますか。もしくは、あると考えるのであれば今後どのような方策を進めていくお考えでしょうか。お伺いします。

議長（八木 勝之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

日本の社会保障制度につきましては、典型的な課題の解決を目指すことを目的として発達してきております。現在においてもそのような目的で当市におきましても支援をしております。重層

的体制整備事業につきましては、相談者の課題解決等、これからの人生の可能性の両方に目を向けた支援が必要であることは認識をしております。現在、勉強会などを通じて職員の体制に対する認識のほうを深めておる状況でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

同じ質問を部長、一言頂けますか。

議長（八木 勝之君）

加藤福祉部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

今、議員の言われました、課長のほうが答弁をさせていただいたところと重なるところもあるかと思いますが、やはり属性を問わず、包括的に相談支援を受け止めて、主たる相談体制対象者から、それ以外の方からも相談があっても適切に支援機関につなぐことであったりとか、また、実際に支援を行う機関を中心に旗振り役という形で進めていく形になってくるかと思いますが、そういう支援体制や対応方法について検討する個別会議につきましては、今現在も進めているところでございます。

その過程が自立に向けた支援体制を協議していくことにつきまして、DVであったりとかヤングケアラー、重層的支援体制の構築につきましてはシェアはないというふうな認識は感じております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。

今、部長の御答弁の中でも、適切に支援体制を取る、連携をしていくと、適切というお言葉が数回ございましたけども、厚生労働省のポータルサイトの中に、何でこういう制度を創設したかということが書いてありまして、生活環境とかりスクごとに制度を設け、現金現物給付の提供や



専門的支援体制の構築を進めることで今までの福祉行政は成り立ってきた。しかし、既存の制度に対するとなりにくいケース、これは8050、ダブルケア、市長も施政方針の中で書かれていますヤングケアラー、こういった問題があります。

例えば、ヤングケアラー1つ取ってみると、ケアを受けている人、ケアをする人、両方問題があるわけです。それぞれの問題を抱えています。ケアする側の立場の方は、よく報道であるのは小学校・中学校・高校生の方がケアをしている。そうすると学業が追いついていかないという課題があります。ケアを受ける側の人とは、なぜ学業がある子どもにお願いしなきゃいけないのかという問題があります。これは行政でいくと、子どもが学校教育ですね。ケアを受けている人は65歳以上なら高齢福祉課、未満なら社会福祉課、こう分かれているから本質的なところに入っていけないということがあると厚生労働省が明確に宣言しておるわけです。

先日、実は私、こういう話を聞きました。82歳のおばあちゃんでした。息子さんと同居しています。ただ、その息子さんは仕事が入ると長期出張になります。それが1年、2年です。82歳のおばあちゃん住民票上は息子さんに面倒を見てもらっています。この方は何かあった場合、日々の生活をどうするんですか。息子さんもこのおばあちゃんをどうやって行政とつなげていいか、本当に分かってますか。これは誰がこの家庭に伝えますか。誰がこれをくみ取りますか。

65歳以上の独居老人は民生委員さんのところに名簿が行って、個人情報保護の下に支援を届け出るような訪問をしていらっしゃると思います。今のおばあちゃんどうされますかという問題もあるわけです。縦割りになっていることで現状にマッチングしてないのでこういう制度ができていると。

連携のことについてもう一個言うと、今も連携というお話が幾つか出ましたけども、重層的支援体制整備事業の中では、社会福祉法106条の6の下に規定された支援会議というものを設けます。そうするとどうなるかというと、守秘義務を設けることで潜在的な相談者に支援を届けられる。本人の同意がない場合にも情報の共有に基づく支援の検討が可能。今、僕が言った2つのケースはまさにこういうことにはまってくると思うんですね。法的に支援会議を設けることができるわけです。それで支援を届けなきゃいけない人、届いてほしい人、声を出してほしい人の下に支援が行くわけですという意味において、この重層的支援体制事業というのは、福祉行政を根本的に縦割りを排して、市民のニーズを捉えていくという事業だと思っておりますので、認識を新たにさせていただけたらと思います。

以上です。次の質問へ行ってください。

議長（八木 勝之君）

次に、1の②の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

②の質問に対してお答えいたします。

8050問題や介護と育児を同時に担うダブルケア、子どもの貧困やひきこもり問題など、属性を超えた複数の生活上の課題は以前も存在しており、血縁・地縁・社縁などの共同体の機能がこれを受け止めていましたが、少子高齢化による人口減少などの社会構造の変化に加え、地域とのつながりの希薄化により、様々な行政福祉ニーズとして現れてきています。

その対応として、困難ケースなどでは健康福祉部局、教育部局、または社会福祉協議会との連携会議に諮っております。また、ケースに応じては、児童相談所、保健所、職業安定所などの関係機関などとも連携した相談支援体制にも努めております。

近年、地域とのつながりが希薄化し、さらにコロナ禍により人とのつながりが困難となる中で、新たに地域の社会資源などを活用して社会とのつながりを支援する参加支援や、人と人、人と地域がつながり支え合える地域づくりなどの構築や支援が届いていない人に支援を届けるアウトリーチを通じた継続的な支援が今後の課題と考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

今おっしゃられたとおりの課題が現存してまして、簡単に言うと、申請があつたら行いますよという形でなくて、プッシュ型で進めていかなきゃいけないということが現状発生しているということです。その認識を改めて持っていただくということで、3番お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、1の③の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

③の質問に対してお答えいたします。

断らない相談支援を行うため、関係機関との連携を図るなど、引き続き、重層的支援体制整備事業に対する勉強会などを通じて、知識や共通認識を高めることや他の自治体を参考に、②でお

答えしました課題を整理・分析し、本市の実情に適した重層的支援体制づくりの構築に努めてまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

ぜひ、努めていただきたいと思います。

最後に1個だけですね、実は財政の措置も考えられておきまして、縦割りですと対象者の範囲を超えた支援なんかを行いますと、会計検査院から補助金等の目的外使用だと言われることが多々あったようです。こういったことがあると補助金は国に返還しなきゃならなくなってしまうので、なかなか創意工夫って働かせにくいことがあったんですが、実はこの事業が創設されて、交付金の一体的な交付という非常に連携した部署に交付金が使えるという形に財政措置が変わっていますので、こういったことも研究しながら、清須市にあるような、今、言ったような潜在的ニーズにしっかり応えていって、安心・安全にお暮らしできる生活の基盤を今一度見直していただいて、職員の方は大変ですけども、取り組んでいただければと思います。

次にお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、2の①の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

子育て支援課の藏城です。

大きな2番、子育て世帯訪問支援臨時特例事業について御答弁させていただきます。

事業の認識についてです。

家事・育児等に対して不安や負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加し、子どもの養育だけでなく、保護者自身が支援を必要とする家庭があるとの認識はしております。子育て世帯訪問支援臨時事業が創設されましたことで本事業に該当する家庭へ訪問支援員が訪問し、抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することで家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことができるものと捉えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

飛永議員。

9 番議員（飛永 勝次君）

おっしゃるとおりの認識でよろしいかと思えます。

預かりサービスが中心ですと、どうしても未就園児のニーズが高いので、預かりサービスを利用ができないと。そうすると、産後鬱などを発症しやすい環境の中で、そういったリスクの高い家庭をサポートしていくと。

ただ、現状サービス対象はあるんですけども、結構範囲が狭いという評価もあるようですので、子育て家庭を訪ねて支援する事業の補助割合が国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1 ということになっておりますので、ぜひ、うまく活用して、愛知県 1 位、2 位を争う出生率の自治体でございますので、安心していただけるように、またいろいろ御検討いただければと思います。

最後に、重層的支援と子育て支援の関係について、市長に一言御所見をいただければと思います。よろしくをお願いします。

議 長（八木 勝之君）

永田市長。

市 長（永田 純夫君）

この重層的支援のことにつきましては、議員から何度も御指摘を頂いておるところでございますけども、本当に福祉の相談の高齢者から子どもから障害者から、それから生活支援、本当にたくさんさんの相談事があるわけですけども、今、市ではそれぞれの相談事に対しまして、相談窓口をしっかりとってやっとする、しっかりと相談を受け付けておることは事実だと思っておりますので、今、相談の内容が、さっき議員がおっしゃったように、子どもだったら子どもだけじゃ済まない、高齢者だったら高齢者だけでは済まないということもありますし、これはどうしても仕方がないんですけども、相談受け手のほうはいろんな課にまたがっておることも事実ですし、また、社協でやってもらっている相談窓口もあるということで、そういう相談事も課長が答弁しましたけども、連携を取りながらやってることも事実なんですけども、それで今の世の中の状況で市がやっとなるかという、難しいところが出てきておるということは感じております。

議員から御質問があった母子の状況も取り寄せて見ました。やり方はいろいろあるんですけども、司令塔といいますか、相談事をまとめるところといいますか、そういうところが必要かなというふうに感じておりますので、さっきおっしゃったこども家庭庁の話もあるんですけども、こ

れも2年後らしいんですけども、あれもまた今、2つ相談窓口を統一するような情報もありますけども、市のほうも相談窓口の調整といいますか、司令塔といいますか、そんなことができんかなと今、思っておるところでございますので、いろんなことを検討しながら市民の皆さんの相談事にしっかりと応えられるように頑張っていきたいと思っております。

議長（八木 勝之君）

飛永議員。

9番議員（飛永 勝次君）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

以上で、飛永議員の質問を終わります。

次に、林議員の質問を受けます。

林議員。

< 12番議員（林 真子君）登壇 >

12番議員（林 真子君）

議席番号12番、林 真子でございます。

ただいま議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。

私の質問は2件でございます。

1件目は、がん患者のアピアランスケア支援の推進についてでございます。

アピアランスケアとは、がん治療に伴う脱毛や手術の痕など、外見の変化による心理的苦痛を軽減し、就労等の社会参加を後押しするものです。

ここ数年、がん治療は変わってきており、外科治療では負担の少ない手術が増え、薬物治療も新しい薬が導入されるなど、長期間にわたる治療でも患者に負担がかからないようになってきました。入院治療ではなく外来治療となってきたため、仕事をしながらの治療も可能になってきています。そうした中で、外見の変化により、仕事の対人関係が難しくなったり、子どもの学校行事への参加、またコミュニティなど様々な社会生活が送りにくくなっているという現実もあります。

アピアランスケア支援の取組として、相談、情報提供、補助が考えられます。愛知県では、令和4年度から医療用ウィッグや乳房補正具の購入に係る費用を支援する市町村に対する助成制度

が創設されます。こうした状況を踏まえ、本市でもぜひアピアランスケアへの支援を充実させて  
いただきたく御所見を伺います。

2件目は、防災に関する人材と地域との連携についてでございます。

本市の地域防災計画の基本理念は、「災害に強い都市をつくる」「防災施設・設備等を整備・  
強化する」「防災基礎体力を向上させる」「実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備え  
る」となっています。この中でも特に「防災基礎体力の向上」は自助、共助を強化する取組であ  
り、市民との協働でしっかりと取り組んでいく重要課題であると考えます。実践的な防災訓練を  
はじめとするハザードマップの作成、避難所運営訓練（HUG）、地区防災計画の策定など、自  
治会と自主防災組織が担う役割は非常に重要となっておりますが、地域によって取組への温度差が  
あるのが現状ではないでしょうか。

そうした中で、本市には防災に関わる優れたボランティア組織や団体が多くあります。日頃か  
ら災害に強いまちづくりのために熱心に活動をされています。しかしながら、なかなか地域との  
連携が取れず、顔の見える関係が構築されていないという課題があります。今後は地域とこうし  
た防災人材の連携で、より一層の「防災基礎体力の向上」を図っていただきたいとの観点から、  
以下、現状と課題についてお聞きします。

①地域における防災訓練等の活動状況の現状と課題、②防災人材を活用した訓練等の事例がお  
知らせください。

③防災人材と地域との連携のための取組

以上、よろしく願いいたします。

議 長（八木 勝之君）

最初に、①の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

①の質問にお答えをさせていただきます

本市における1年間に新たにがんに罹患する方は約500人あり、その病状や進行度、治療も  
様々ですが、がん医療の進歩により、治療を継続しながら社会生活を送る方が増加しています。  
化学療法などによる脱毛や手術療法による乳房の切除等の外見の変化に伴う患者の苦痛は大きく、  
日常生活に大きな影響を与えています。

がん患者のアピアランスケア支援については、愛知県が令和4年4月より市町村に対して、が

ん患者の医療用ウィッグ及び乳房補正具に関わる購入費用の補助事業の創設を予定しております。本市でも愛知県の制度を活用して、がん患者の方が医療補正具を使用できる補助制度を検討しております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

前向きな御答弁を頂きましてありがとうございます。

私は以前にAYA世代のがん患者への支援策をお願いしたときに、このアピアランスケアへの補助について質問させていただきました。今回、県のほうで助成制度を構築してくださるという予定で、それに伴って市でも補助制度を検討していただける、これは本当に当事者の皆さんにとって非常に喜ばしいことであると思います。先般、新聞報道にもありましたけれども、改めて、今回の件が予定されている制度について御説明をお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

愛知県のほうですけれども、対象となるものは、医療用ウィッグと乳房補正具の購入費ということで、令和4年4月からの予定です。それぞれ購入に要した御本人負担分の2分の1、県と市町村合わせて2万円ということになりますけれども、その部分を助成するという内容になっております。御本人負担が2分の1、県と市町村が4分の1ずつという組立てとなっております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

本市でも同じような内容の補助を検討していただけるということによろしいでしょうか。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

県の補助内容を参考に検討してまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

先進地そんなに多くはないんですけれども、こうした制度を既に取り入れている地域もありまして、それぞれ独自のことをされているところもありますので、ぜひ、今回その辺を調査していただいて、もしできるものがあれば、県はこれだけですけれども、もしこれも検討していただければと思います。

そして、この制度を検討していただく上でニーズの捉え方が非常に私、難しいのかなと思うんですけども、どのようにニーズを捉えて、また年間の予算化をしていくとすれば、どの程度を想定されているのかお聞かせください。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

この制度に関しまして愛知県が既に実施している自治体でどれぐらいの方が御利用されているのかということ調べておりまして、県が出された数値に基づいて市でもそれぐらいのニーズがあるのではないかとということで計算をさせていただいております。一応、医療ウイッグが22件、乳房補正具が3件、県のそういった数値を元に計算をすると、合計25件の数となっております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

結構件数があるのかなと思います。

前回この質問をさせていただいたときに、課長のほうから、1件だけ問合せがあったとお聞きしまして、皆さん、いろんな病院での情報とかで清須市ではそういう制度はないということで今まで声を出されていなかったのかなと思いますので、皆さん、新聞報道で県の制度ができるんじゃないかということで期待をされていますので、今後こうしたことについての情報提供、周知と



か、これはどのように考えていらっしゃいますか。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

この制度を実施していくに当たっては、6月の補正予算であげさせていただいて、4月に遡って実施をしていけるようにしていきたいというふうに考えておりますので、県の制度は4月からということで新聞報道も既にされておりますので、その間、御相談があった方に関しては丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思っております。

そして、予算が確定いたしましたら、広報、ホームページ、医療機関などにも実施することを伝えて、対象となる方に御案内をしていただけるようにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

せっかくの制度ですので、しっかり活用していただきたいですし、もう1つは、もちろん健康推進課のいらっしゃる方はそれなりの保健師さんとかプロの方ばかりなんですけども、アピアランスケアについてもしっかり学んでいただきまして、相談体制もいろんなことが相談できるように特に購入前に相談していただけるといいかなと思いますので、そうした相談体制もつくっていただいて、それも周知していただければと思いますが、いかがですか。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

こういったがんの方の御相談というのは、がんの拠点病院でも相談窓口を実施されてはいるんですけども、市のほうでも御相談に応じれるようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

先ほども述べましたように、がんとは共生していく時代ですね。現在のがんの罹患率は大体男性も女性も2人に1人とされておりまして、自分自身ですとか、また家族、友人がいつがんに罹患するか分からない時代であります。そうした中で、がんにかかってもできるだけこれまでの生活、また仕事が持続できて、そして、がんとともに生き抜いていけるように、本市としてもがん対策、アピアランスケアに限らずですけれども、ぜひ、この対策に一層の力を注いでいただくようお願いをしまして、この質問は終わります。

次、お願いいたします。

議長（八木 勝之君）

最初に、2の①の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

危機管理課長の舟橋でございます。

それでは、①の地域における防災訓練等の活動状況の現状と課題についてお答えいたします。

コロナ禍となる前である令和元年度における市内の自主防災訓練の実施状況は、80町内会37ブロックで行われ、4千132名の方が参加しています。

また、各地区において実施されている自主防災訓練等の課題については、市内の自主防災組織の中でも中枢を担うメンバーを固定して継続的に活動できているところと、短い期間でメンバーが代わってしまい、ノウハウの蓄積ができてないところとの活動の差ができてしまっていることが挙げられます。

さらに、自主防災組織の構成員の高齢化や若い世代の参加率の低下といった自治会活動と同様の問題が起きていることも今後の課題です。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

ありがとうございます。

今いろいろ状況、課題をお聞きしたんですけども、もう少し具体的に、コロナ禍以前で結構ですけども、どのような自主防災訓練をされていたのか、また教えていただければと思います。

議長（八木 勝之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

主な訓練内容としましては、避難訓練、初期消火訓練、AEDを使用した救命訓練、焚き出し訓練などが行われております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

私も自分の地域以外のところを二、三見せていただいたことがあるんですけども、先ほど課長がおっしゃったとおりの課題で、あまりにも中身の差がありまして、いいところをお互い学び合うというところがなかなか難しいところがあって、非常にすごい取組をされているところと今までどおりの型どおりのという訓練のところとありましたので、やっぱりこの辺がいいところがどんどん広まっていくのが課題かなというふうに私も感じました。

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、2の②の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

②の防災人材を活用した訓練等の事例についてお答えします。

現在、本市では、市総合防災訓練や地域防災リーダー養成講座において、清須市災害ボランティアコーディネータ連絡会やあいち防災リーダー会西尾張ブロック清須支部などの災害ボランティア団体と連携して事業を行っています。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

いろいろ行っていただいていますけれども、コロナ禍となりまして、各地区でも思うように防災訓練等もできなかったというお話もあったんですけども、その間は市として何か実施したところがあったらお聞かせください。

議長（八木 勝之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

コロナ禍におきましても、市民の方から依頼がございました行政出前講座を感染防止対策を行いながら実施いたしまして、また、広報きよすにおきましては、令和3年4月号から、防災・減災サポートコーナーの連載を始めるなど、市民の防災意識向上のための取組を実施しているところでございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

いろいろやっていただいたと思うんですけども、何しろなかなか集まりにくかったということもありますので、出前講座は難しかったのではないかなと思います。ですので、このコロナいつまで続くのかというところがありますけれども、防災訓練もできない、いろんなことができないという間であっても、自主防災の本部長なんかは、これでいいのかなと思っていらっしゃる方も何人かいらっしゃいました。ですので、何かこうした防災の資料を提供していただいたり、何かしらのメッセージを自主防災組織に発信していただいて、この間であっても災害はいつ起こるか分からない。コロナ禍でも災害は起きるかもしれない。そしたら避難所はどうしていくんだとか、いろんなことがあると思いますので、何らかのこうしたような取組を今後もしていただくようお願いをしておきます。

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

最後に、2の③の質問に対し、舟橋危機管理課長、答弁。

危機管理課長（舟橋 監司君）

③の防災人材と地域との連携のための取組についてお答えいたします。

今後は行政による市民の防災意識向上への取組は継続しつつ、ボランティア団体を所管している市社会福祉協議会などと協力し、災害ボランティア団体等が自主防災組織との関係性をつくっていき、防災活動のアドバイスを行うなど、自主防災組織間の防災に対する意識の差を埋めていけるような手法を検討していきたいと考えています。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

先ほども防災人材を活用した訓練の中でも、災害ボランティアコーディネータ連絡会とか、あいち防災リーダーさん、本当に、日頃、一生懸命勉強されている団体に連携した事業も今までも行われていたわけですが、やはりもう少し細かく地域、また町内会、ブロックにぜひ入っていただいて、お互いが歩み寄り、いろんなことがありますけれども、ぜひ、こうした防災人材の方々のノウハウですとか、スキルも活かしながら、また、地域における人材不足ですとか、そういった問題を埋められるようなところをやっていければなと思いますので、それについて大事なのが私は行政のコーディネートだと思うんですね。間に入っていただいて、つないでいただくという役割をぜひしっかりとふっていただきたいなと思います。

最後お尋ねいたしますけれども、今後、この災害ボランティア団体、そして自主防災組織が関係性をつくっていけるようにいろいろ手順があると思うんですけども、こうした手順を踏みながら進めていただけるかどうか、もう一度御答弁をお願いします。

議長（八木 勝之君）

舟橋課長。

危機管理課長（舟橋 監司君）

手順はもちろございますが、まずは災害ボランティア団体等々と自主防災組織が関係性をつくっていけるように橋渡しの役割をまずは担っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

林議員。

12番議員（林 真子君）

市政推進委員さんが集まれる会合などもあると思いますので、もちろん当事者の団体の方の了解を得てですけれども、そういったところで紹介していただくとか、具体的にこうしたことができますよ、こうした人材が地域にいらっしゃいますよと、こうした案内をぜひしていただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（八木 勝之君）

以上で、林議員の質問を終わります。

次に、岸本議員の質問を受けます。

岸本議員。

< 17番議員（岸本 洋美君）登壇 >

17番議員（岸本 洋美君）

議席17番、岸本洋美でございます。

議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。

コロナ禍における女性・子どもへの支援につきまして

新型コロナウイルスの感染拡大は、令和2年の年明け頃から世界規模で人々の生命や生活に大きな影響を及ぼしました。とりわけ女性への影響が深刻であり、経済的な影響を見ますと女性の就業が多いサービス業等の接触型産業が強く影響を受けたことから、製造業が強い影響を受け、「男性不況」とも言われたリーマンショックと対比して「女性不況（シーセッション）」と呼ばれたりもしています。また、DVや性暴力の増加、深刻化はロックダウンした各国で報告されています。そうした中、アントニオ・グテーレス国連事務総長は、各国政府に対して、新型コロナからの回復においては女性・女兒を社会・政治・経済の中心に据えるよう要請をしています。

我が国においては緊急事態宣言が令和2年4月から数回出され、その後、そのたびにステイホーム、在宅ワーク、学校休校等となり、影響はサービス業、特に飲食業、宿泊業等を直撃し、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急激に悪化しました。特に子育て世代の女性への影響が深刻で、同時に、これまで見過ごされてきたことや潜在的にあったものの表面化してこなかった諸問題、例えば経済的・精神的DV、ひとり親世帯、女性・女兒の窮状、女性の貧困等がコロナ禍で可視化され、改めて男女共同参画の視点からも進展状況について疑問の声が上がるようになりました。

そこで、本市における現状と対策について、以下お尋ねいたします。

①増加している虐待・DVの早期発見につながる対策について

暴力を振るう、食事を与えないなどの行為によって保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいます。先日も岡山市で5歳の女兒が椅子の上に置いた鍋の中に長時間立たされ、挙句の果てには食事も与えられず死亡したとの報道がありました。こうしたニュースを聞くたびに胸が痛くなるのは決して私一人ではないと思います。

厚生労働省は、令和2年度の児童相談所による対応件数が20万5千29件で前年度より1万1千249件増え、過去最多を記録したと公表しています。コロナ禍によってますます増加して

いる児童虐待、また、配偶者等からのDVも深刻です。これらの対策には早期発見が何よりも大事です。

そんな中、茨城県古河市ではLINEで相談を受ける「古河市虐待・DVほっとLINE」を開設しました。利用者は相談時、年代、相談内容などの基本情報を入力すると相談員につながり、匿名で利用できます。取組の背景には虐待・DVに関する相談件数の増加があり、コロナ禍のストレスなどが影響しているとの分析があります。「LINEが一番身近な手段」「電話は家族がいるとしづらいのでLINEで相談できてよかった」などといったアンケート調査の回答も出ています。本市においても、早期発見につながる「SNSを活用した相談窓口」の導入のお考えはありませんか。

#### ②ひとり親家庭への支援について

現在は離婚率が高く、「3組に1組は離婚」しているとのデータが示されています。そうなる母子家庭、いわゆるシングルマザーが増え、経済的にも決して楽ではありません。まして、コロナ禍にあっては先に述べたとおりの現状で、労働時間の激減や失業により食費を切り詰めるなど、さらには自殺にまで追い込まれる事例もあるそうです。国においても現金給付による「ひとり親家庭への支援」がなされましたが、本市における現状、支援についてお尋ねいたします。

#### ③産後ドゥーラにつきました

産前産後の女性に寄り添い支援する「産後ドゥーラ」の利用を後押しする動きが国や自治体で広まっています。主な活動は、家事や育児を中心とする訪問支援です。専門家によると、最近では、孤立した母親がコロナ禍によりますます追い詰められ、「産後鬱」のリスクが通常の二、三倍になり、さらに児童虐待の増加も目立っているとのこと。今後、アウトリーチ型の支援の充実が一層欠かせないと考えますが、本市の取組をお尋ねいたします。

#### ④生理の貧困について

このことにつきましては昨年の9月議会にも質問しましたが、コロナ禍により女性を取り巻く環境が急速に悪化し、生理用品を買えない女性や買ってもらえない子どもたちが増えている、いわゆる「生理の貧困」問題です。全国的には小・中学校の女子トイレに自由に利用できるよう配置しているところが多くなり、また、公共施設のトイレをはじめ駅や空港、ショッピングセンターなど、今や民間でも当たり前のように置かれるようになりました。その後の進捗状況と今後のお考えを再度お尋ねいたします。

以上、よろしくお尋ねいたします。

議 長（八木 勝之君）

最初に、①の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

子育て支援課長の藏城です。

①の質問に対しましてお答えいたします。

虐待等に対する強化体制として、令和3年度に子ども家庭総合支援拠点を開設いたしました。子ども家庭総合支援拠点には専用電話回線を開線するなど、直接相談を受け付ける体制があることから、相談件数については開設以前と比較して増加いたしました。

子ども家庭総合支援拠点には、虐待対応の専門員を新たに配置することで相談事例に応じては早期に警察や児童相談所との連携を図ることができた事例もあり、現在、本市においては重大な事件等は発生しておりません。また、DVの早期発見については、毎月の広報に女性相談などの窓口を周知するなどの対応をしております。

議員の質問のSNSを活用した相談窓口の設置については、匿名での相談、時間外での自動応答などメリットはありますが、電話のように即時での応答が困難であるなどのデメリットもあることから、SNSを活用した相談窓口については、導入先進自治体を参考にして調査・研究してまいります。引き続き、子ども家庭総合支援拠点以外にも児童相談所、虐待対応ダイヤルなどの相談窓口があることを広報、ホームページなど、あらゆる媒体を活用して周知することで虐待・DVの早期発見に努めてまいります。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

御答弁ありがとうございます。

結論から言いますと、様々相談件数も増えていると。子ども家庭総合支援拠点もつくりましたということで、LINEの相談については、今後、先進地を研究していくということだったと思います。

そこで、今、増えてるということをおっしゃいましたので、最近の相談件数を教えてください。

議 長（八木 勝之君）

藏城課長。



子育て支援課長（藏城 浩司君）

令和2年度85件の相談がありました。令和3年度につきましては、1月までではございますが、215件の相談を受けております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

これは虐待とDVだと思いますが、特にどういった方からそういった通報なり相談があるんでしょうか。

議長（八木 勝之君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

虐待の相談があるというのは、近隣の住民の方だとか学校等から情報が寄せられております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

今、近隣とか学校ということですが、今、令和2年、3年お聞きしましたが、その前の令和元年と比べて、随分、数的には増えているんですか。

議長（八木 勝之君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

令和元年の相談件数は令和2年度と同じぐらいの件数、令和3年度になって相談しやすい窓口ができたということで増えておると認識しております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

分かりました。

相談しやすい子ども家庭総合支援拠点ということだと思いますが、これができるから相談しやすくなったと。これはとてもいいことだと思います。そこには専門員も置いてあるということですが、ここの中で虐待で主な身体とか心理とかあると思いますが、一番大きいのは何ですか。

議長（八木 勝之君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

一番多い相談件数につきましては、養護といいまして、親がお子さんを育てるに当たってなかなか子育てがうまくできない方だとか、そういった方の相談となっております。続いて多いのが心理的虐待の相談となり、面前DVだとか、そういったような内容の相談が多くなっております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

今おっしゃったように、様々そういった虐待が、まず数が令和3年度、拠点をつくったこともそうですが、前年度の約3倍に増えてるということと、虐待の内容もおっしゃっていただきました。その中で、児童相談所と連携して一時保護した数を教えてください。

議長（八木 勝之君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

一時保護した件数でございますが、令和2年度には85件、令和3年度は215件となっております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

そんなに多いんですかね。

議長（八木 勝之君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

すみません、間違いました。失礼しました。

令和2年度は44件、令和3年度は31件になっております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

岸本です。

先ほどの数よりは低いんですが、清須市内で令和2年度44件、令和3年度31件と、私的には数は多くなって、このように思うんですね。先ほどおっしゃったように、清須市は子ども家庭総合支援拠点をつくったと。これもスタートして半年ぐらいだと思いますが、こうしたことの役割は随分大きいですし、今後、私もまた注視をさせていただこうと思うんですが、先ほどの古河市が行っているLINE、理由はおっしゃったんですが、向こうでは気軽に相談できるということが様々お声として上がっているんですね。

例えば、保護者の方から、「子育てに疲れた」、「誰かに話を聞いてほしい」、「いらいらしてつい子どもに手が出てしまう」、子ども本人からは、「両親の仲が悪く、家にいたくない」、「親から大声で怒鳴られたりたたかれたりする」、DVについては、「夫から暴力を受けたらどうしたらいいか分からない」と、こうしたお声が上がっている。

何かというと、電話ですと言葉で言わなくちゃいけない。LINEは黙ってても隣に配偶者がいてもできるという、こうした利点ですが、先ほどLINEではということをおっしゃったんですが、国としても来年度の事業の中でSNSを使った相談、また、愛知県においても11月に創設されると聞いておりますが、LINEの開設相談が進んでいくんですね。であれば、今はデジタル化ですから、時代の流れでなっていくと思うんですね。大事なことは、気軽に誰でも、子どもでもLINEができる、相談がしやすい。また軽いうちに、悩んで自殺をする前に救ってあげるといふ、こういったことが大事であると思います。

新しいシステムを導入することはすぐにはいかないと思いますが、加藤部長、御所見だけ簡単にお聞かせください。

議長（八木 勝之君）

加藤部長。

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部の加藤です。

今、議員のほうに言われましたように、確かにSNSのいろんな活用をするということにつきましては、相談しやすいという体制があるかと思っております。確かに、今現在、私どもの拠点以外ですけど、先ほど答弁させていただきましたように、児童相談所に虐待対応の専用ダイヤルであったりとか、これは24時間対応になっております。あとは子ども家庭110番であったりとか、いろいろ青少年の虐待の電話相談の窓口がありますので、先ほども答弁をさせていただきましたけど、そういうところをしっかりと周知をさせていただきまして、そういう相談ができるところ、窓口はあるということはお知らせしていきたいと思っております。

あとはSNSにつきましては、また、先進地のところも考えまして、一度また調査・研究してまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

お願いします。

それでは、189という相談窓口にいち早く、こうしたこと、それから、今度11月に開設される愛知県のLINEの相談、そうしたことを今おっしゃったように、どんどんいろんな施設とか、お母さんたちの集まりのときにしっかりPRをしていただきたいと要望して、次をお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、②の質問に対し、藏城子育て支援課長、答弁。

議長（八木 勝之君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

続きまして、②についてお答えいたします。

ひとり親家庭への生活支援につきましては、国の児童扶養手当、県の遺児手当、そのほかに市独自の支援制度として遺児手当の支給を行っており、コロナ禍におきましては、令和2年度、3年度と国の制度に応じたひとり親世帯臨時給付金も支給しております。

また、就労等の悩みを抱えるひとり親には、母子父子家庭相談時に母子自立支援員が自立した生活が送れるよう技能や資格取得のための各種講座受講支援、専門職種の資格を有するための就業支援などの制度を周知しております。

引き続き、手当支給、就労支援を行うとともに、支援対象となるひとり親世帯が申請を漏らすようなことがないように、広報などあらゆる媒体を活用して、各種支援制度の周知をすることで生活基盤の安定に寄与できるよう努めてまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

本市の生活困窮窓口というところがございますが、そちらにお聞きしたら、ひとり親家庭の御相談が結構増えてると聞いたんですが、数と御認識だけ教えてください。

議長（八木 勝之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

ひとり親世帯生活困窮相談につきましては、社会福祉課のほうで対応させてもらっております。

実績のほうなんですけども、令和元年度におきましては13人、令和2年度におきましては21人、令和4年1月末現在で30人となっております。

相談件数の増員の要因としましては、コロナ禍の影響もあり、パート・アルバイトで就労してみえる方において、勤務時間や勤務日数の減少による収入減ということで考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

分かりました。

数が増えてるということは、今ここで数字で明らかになったところでございます。

それで1点、藏城課長にお聞きしたいんですが、さっきの18歳以下の方に10万円給付がございましたが、離婚調停中ですか9月以降に離婚された方、お母さんが養育している、そうい

ったところに行き渡ってないという報道もあり、ちゃんと渡しますというふうに国のほうで変更があったんですが、本市は対象者の方は何人ぐらい見えるんですか。

議長（八木 勝之君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

対象者につきましては、今後こちらの給付金につきましては国の示されているとおり事務を進めてまいるんですが、3月1日、明日より申請をお受けする状況となっております。ですので、申請をしていただいて給付をするということになりますので、申請をしていただくに当たりまして、3月広報だとかホームページ等で申請を漏らさないように周知を努めていく予定でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

現時点で特にそういったことの申請とか御相談てございましたか。

議長（八木 勝之君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

現時点で4件ほどお問合せがあると聞いておりますので、その4件につきましては、個別でこちらから、こういう申請ができるようになりましたのでということで御案内をしていく予定でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

分かりました。

丁寧に、本当に1つ1つその方たちに御説明、支援をお願いしたいと思います。

それで、ひとり親家庭ですが、先ほど言いましたように、今、本当にどんどんどんどん、いわゆるシングルマザーが増えてるんですが、今後こうした相談、また支援、新たな取組とか、今後

のお考えがあればお聞かせください。

議長（八木 勝之君）

藏城課長。

子育て支援課長（藏城 浩司君）

ひとり親世帯につきましても、国だとかがいろいろ制度を設計していることもございますので、そういったものがございましたら乗り遅れないように事務を進めていくようにしていきます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

期待しております。

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、③の質問に対し、寺社下健康推進課長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

健康推進課の寺社下でございます。

③の質問にお答えをさせていただきます。

ドゥーラとは、ギリシヤ語でほかの女性を援助する経験豊かな女性の意味です。産前産後ドゥーラとは、妊娠期から産後に育児や家事、話し相手、育児のアドバイスなど、身体的・心理的・社会的にサポートを提供する活動を意味しますが、国内においての産後ドゥーラは、現在、一般社団法人が認定する民間資格者による支援となっております。

本市における産前産後の支援として、体調不良などのために家事または育児を行うことが困難な世帯にホームヘルパーを派遣し、家事、乳児の育児支援などを行う産前産後ヘルパー派遣事業や産後4か月未満で御家族などから産後の支援が得られず、体調不良や育児に不安を感じている方に助産師が訪問し、相談などを行う産後ケア事業などがあります。

また、妊娠・出産後の鬱状態などの把握をするため、市役所において妊娠届提出時、出産後の医療機関での産婦健診時、保健師や助産師の家庭訪問時にアンケートを実施し、その結果や内容などを確認し、必要に応じ産前産後ヘルパー派遣事業や産後ケア事業などの紹介や電話や訪問の頻度を増やしたり、関係機関と連携を図るなどの支援を実施しております。

コロナ禍において人との接触を控える方もあり、制度を紹介しても利用に結びつかない場合もございます。コロナのまん延により、今後も妊産婦の方々の不安は大きいと思われまますので、妊産婦の方々の気持ちに寄り添い、支援を行ってまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

ありがとうございます。

1点だけ、これまでされて見えてきた中で課題、そういったことがあればお示してください。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

先ほど答弁の中でお伝えいたしましたが、コロナ禍においては、制度を紹介しても訪問などによる感染なども考えて利用に結びつかない場合もございます。本来はホームヘルパーや産後ケアなどを利用いただいたほうがいいなと思う方でも、妊産婦さんの気持ちとか体調とか、もともとの御病気などもあって、家に入ることを拒まれる方もありますので、そういった方々がなかなか支援に結びつかないということもあるのが課題かと思っております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

いろいろ大変な中だと思いますが、少しずつでもまた前に進めるよう課題と向き合っていただけたらと思います。

最後、お願いします。

議長（八木 勝之君）

最後に、④の質問に対し、初めに吉野学校教育課長、答弁。

続けて、鈴木社会福祉課長、答弁。

まず、最初に、吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）



学校教育課、吉野でございます。

④の質問についてお答えさせていただきます。

先般9月議会以降、校長会において児童生徒が生理用品を少しでも受け取りやすい環境がつけられるよう校長、養護教諭と相談しながら、一番よい方法を検討していただくようお願いいたしました。

現在全ての小学校、中学校で生理用品を必要とする児童生徒に対して、すぐに提供できるように保健室に生理用品を常備しております。各学校ではトイレにチラシを貼ったり、児童生徒に再度説明を行い、気軽に保健室へ取りに来ることができるような対応をしております。

今後におきましては、おとなしい児童生徒でも安心して保健室へ来室し、生理用品を受け取ることができるよう、さらに児童生徒の気持ちに寄り添った指導や配慮を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

続けて、鈴木課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

公共施設における生理用品を必要とする人に対する無料配布については、引き続き、社会福祉課の困窮相談窓口において希望者に配布しております。

社会福祉協議会においても、貸付け相談時に希望者に配布可能となりました。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

それぞれありがとうございます。

今、鈴木課長がおっしゃったように、社会福祉協議会にも置いてあり、貸付け、またフードバンク等に見えた方にお声をかけているということは私も確認をいたしました。

学校の関係ですが、トイレに案内チラシを貼ったと。しかし、まだ保健室だと、こうしたことでございます。大きくは進展していないんだと、このように思いますが、現場では働きかけをいただいているのかと思います。

私は、前回質問するときには地元の中学校の校長、男性校長ですが、懇談したときに、「岸本さん、トイレットペーパーと同じ考えですよ」と、この校長はきっぱりおっしゃいました。生理用品を受け取るために誰かにお願いすること強いるようでは本当に尊厳は守られないと思います。いつでも自由に使えるようにすることが大切であると思います。トイレへの生理用品常備の実現こそ女性の生きづらさを解消し、安心できる社会につながるのではと思います。また、女性の健康への理解もこの取組で深まると思います。

そこで、名古屋市も行いましたが、試験的に一度やってみる。また、やってみてそこからいろいろ検討していけばいいのではないかなと。試行的に設置もしてみると、こうしたお考えは加藤部長、ございませんか。

議長（八木 勝之君）

加藤部長、答弁。

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長、加藤でございます。

各学校におきまして、先ほど課長が申し上げましたとおり、チラシを貼ったり、児童生徒に再度説明のほうを行わせていただいて、気軽に保健室で受け取ることができるように各学校は努めてはおります。

しかし、ただいま議員がおっしゃられたように、どうしても恥ずかしいとか、なかなか保健室では声を出して、そういったことが申し出れないという児童生徒もおるやもしれませんので、一度、今おっしゃられたように試行的に中学校において手洗い場などに生理用品を設置させていただいて、自由に持っていけるようにできないか検討のほうをさせていただきたいと思います。

今後、学校と相談をさせていただきまして、試験的に実態把握を行ってまいりたいと思います。

以上です。

議長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

ただいま部長から、試験的に行ってみようという本当に心強い御答弁をいただきましたので、期待をいたします。

教育長、何か御所見があれば。

議長（八木 勝之君）

齊藤教育長。

教育長（齊藤 孝法君）

今、部長のほうで答弁させていただきましたように、私、教育現場を経験しておりましたら、正直なところ、子どもたちが自分の生理用品が欲しいと言い出せない子どもたちというのは、正直、何人かいると思います。そういう子どもたちを救うために学校現場のトイレに置くということを試行的にやっていきたい。これは中学校からまず始めていただいて、それがたくさん出てくるようだったら、小学校のほうにも普及をさせていきたいし、どうしてもいっぱいあるようだったら、市のほうもそのことに対してはお助けいただけるような力強いお言葉も頂いておりますので、その方向で一步でも二歩でも子どもたちのために頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

前向きな答弁ありがとうございます。

すみません、市長、あまり時間がないかも分かりませんが、今回、私が質問させていただきましたコロナ禍における女性・子どもへの支援につきまして、市長の御所見だけ伺えたらと思います。

議 長（八木 勝之君）

永田市長。

市 長（永田 純夫君）

コロナ禍でのひとり親家庭とか子どもたちの支援でございますけども、コロナが発生して2年たちました。この2年間、市のほうでは生活支援やら事業の継続支援、いろいろやってきたつもりでありまして、他市町に比べて遜色ないことをやってきたのではないかなというふうには思っておりますけども、まだまだいつ終わるか分かりません。特に、生活が困難な方とか不安な方につきましては、しっかり手が届くようにこれからも努めていきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

岸本議員。

17番議員（岸本 洋美君）

ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（八木 勝之君）

以上で、岸本議員の質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩といたします。

（ 時に午前11時06分 休憩 ）

（ 時に午前11時20分 再開 ）

議長（八木 勝之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山内議員の質問を受けます。

山内議員。

< 2番議員（山内 徳彦君）登壇 >

2番議員（山内 徳彦君）

議席番号2番、新世代の山内徳彦です。

ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からの質問は、性別による制限のない学校生活に向けてです。

今、世界は性別による制限をなくす方向に進んでいます。しかしながら、日本では男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数が世界153か国中121位と、世界から見ると男女格差が大きい国の1つとされています。政治分野においても国会議員の女性割合は9.9%、大臣の割合は10%にすぎないことが問題視されており、最近では医学部の女子受験者の点数不正操作などの問題もありました。

教育の分野では、家庭科の教科は女子生徒のみの必修授業とされていましたが、段階的に見直しされ、現在では男女共修として、性別による授業科目の差はありません。また、私が子どものときには中学の生徒会長は「男子生徒」として決められていました。今ではそういった男女による役割の決めつけは少なくなる傾向にあるようです。

次に、学用品等に関してですが、来年度からあま市では中学校の制服にさらなる選択肢としてブレザーも採用されるそうです。季節の変化や体調に応じて体温調節がしやすく、着心地や動きやすさを重視した制服となっています。そして、スラックスとスカートに関しては男女の指定を設けずに、どちらも希望すれば着用できるとしているそうです。これは自転車通学を行っている

観点から安全に配慮しているほか、性別により決められた制服に対する違和感を持つ生徒がいるのではないかと性的多様性への配慮だそうです。こういった少数派の問題に対して、潜在的に対象者がいるとして解決に取り組まれる姿勢は、生徒への深い愛情を感じます。

本市にはランドセルをはじめ、一部の学校では体操服のズボンの色やナップサックの色が男女で区別されています。以前の一般質問において、性別の異なる下の子が利用できるよう体操服の色やデザインの統一化をお願いしたのですが、保護者の購入負担軽減だけでなく、今の社会が目指す方向として男女の色別をどうしていくべきなのか考える時期が来ているのではないのでしょうか。

これらについて、以下お伺いします。

①現在の本市の体操服や学用品等において、男女別に色分けを設けている学校はありますか。

②各小中学校で児童会・生徒会役員、係決め等、性別において役割が決まっているものはありますか。

③以前、一般質問で体操服等の統一化について質問させていただきましたが、その後の進捗をお教えてください。

以上、御答弁よろしくお願ひします。

議長（八木 勝之君）

最初に、①の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課長、吉野でございます。

①の質問についてお答えさせていただきます。

男女別の色分けは、小学校につきましては新川小学校と星の宮小学校の体操服の短パンが男子は青色、女子は赤色となっております。また、中学校につきましては、新川中学校の体操服の短パンとナップサックが男子は青色、女子は赤色となっております。そのほかの小中学校につきましては、体操服や学用品等に男女の色分けはありません。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

つまり、清須市内において新川地区のみに短パンとナップサックに現在でも色分けがあるということでしたが、色を分けることに対してどのような意味があるのかと、またメリット、これについて教えてください。

議長（八木 勝之君）

吉野学校教育課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

慣例ということも多少ございますが、体育の授業等において男女別競技の指導時には指導しやすいといったことや、もし、体調が悪くなって倒れてしまった場合があったときには、介抱するときには男女の区別がすぐつくなどのメリットがあると考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

識別されてない学校において、男女の区別がつくにくいということが原因となったトラブルというのは今まであったんでしょうか。

議長（八木 勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

今のところ教員が気をつけることでそのようなトラブルは発生しておりません。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

職員の配慮によってそのようなトラブルは発生してないということだったんで安心したんですが、本当に日頃の指導については私も心から感謝はしております。当然のことながら、色別のない学校の先生方は日頃そのような努力をされているんですが、色別の今ある学校の先生方においては、今後同じような配慮をしていただかなければならなくなるので大変だと思いますけども、他校と同調していただけるように要望いたします。

それでは、冒頭でも申し上げましたが、あま市では制服に第三の選択肢としてブレザーを導入

するそうなんです、その導入に当たって審議や意見交換をする場所として、昨年10月より教育委員会、校長会、生徒指導主事会、保護者代表によるあま市中学校制服検討委員会というのを設立したそうなんです、本市ではそのような委員会はあるのでしょうか。

議長（八木 勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

現時点ではそういった委員会は本市においては設けておりません。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

分かりました。

あま市中学校検討委員会では、新制服のブレザースタイルの導入に向けて教員や保護者代表、販売店の方々と何度も協議を重ね、詰め襟学生服、セーラー服と併せてブレザースタイルの3種類から選択できるようになりましたが、このように第三の選択肢としてブレザースタイルを導入することについての本市のお考えをお聞かせください。

議長（八木 勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

制服の変更等につきましては、様々な諸事情や学校の考え、そして何より保護者の皆様の御意見が大変重要だと思いますので、それらを踏まえて、今後の状況や必要なタイミングでPTA役員との会合の場などで議題として挙げていくことが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

では、性別により決められた制服に対する違和感を持つ生徒がいるのではないかと、こういう問題、性の多様性への配慮という点についてはどのようなお考えでしょうか。

議長（八木 勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

ジェンダー等、性の多様性という観点につきましても、様々な点におきまして今後慎重に取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

現在の制服ですと寒いときや暑いときに上着を脱いで体温調整できる学生服と違い、セーラー服は簡単に脱いだり着たりすることができません。夏のエアコンに対する対策として、また寒くなる時期には受験を控える児童生徒がいます。体調管理は喫緊の課題となると思いますので、多角的観点からの検討をお願いいたします。

それでは、着用品についてですが、本市の小学校入学時のランドセルの贈呈というのは市民からも絶大な高評価を頂いているところであります。しかし、色が男女で指定されていることについて疑問の声が増えているのも事実なんです。これに中間色を設けるなどして、一色に統一することや色を児童生徒が選択できるようにすることに対するお考えをお願いします。

議長（八木 勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

市から入学祝い品として贈呈しているランドセルの色につきましては、現在、赤と黒の2色とされているところでございます。その色については、選択制にするということは、発注数が大きいことや納入時期、価格面、こういったことを考えますと難しいと考えますが、今後1色に統一していくことは検討課題であるということは認識しております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

実際、性別により決められた色を渡されるのに違和感を持つ児童もいるかもしれません。ならば、中間色1色にすればそのようなこともなく、またコストが抑えられるんじゃないかなと考え



てしまうんですけども、中間色の色の選択においても色により価格が違うということも考えられるということなんです、今のランドセル贈呈は本市の目玉政策であり、他市町の友人からも羨望のまなざしで見られているわけです。すばらしい政策を続けられる範囲で御検討をお願いしたいと思います。

また、中間色というのはリュックサックにも言えることで、交通の安全性を考慮して男女とも黄色を選択している学校もあるようなんです。こちらも併せて検討していただけるようお願いいたします。

それでは、次に、デザインの違いなんです、こちらも入学時に贈呈される品物となっており、非常に申し上げにくいんですけども、小学校の帽子のデザインの違いについてお伺いさせていただきます。

小学校の帽子は、女子がハット型、男子はキャップ型と決まっていますが、こちらも現在キャスケット型というのが近年生産され出しているようです。まだまだ生産量が少ないため割高となっているようですけれども、こちらを選択肢の1つとして導入するのはいかがでしょうか。

議長（八木 勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

小学生が通学時にかぶっている帽子につきましても、今後、他の自治体の状況を調査研究しつつ、動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

やっぱり贈呈品ということで差額は例えば希望者の負担という方向も含めて、ぜひ、検討していただきたいと思います。

いずれにしてもこういった問題を解決する手段として、男女共通のデザインをあらかじめ決めておいて1つ用意することと、また、次に色やデザインの選択肢を広げる方法2つあると思うんですが、現在、本市としてはどちらが好ましいとお考えでしょうか。

議長（八木 勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

議員おっしゃるとおり、様々な考え方があるかと思いますが、そちらに関しましても費用面等を含め、他の自治体を参考にしながら動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ぜひ、子どもたちにとって最良の方法をお願いしたいと思います。

皆さんが御存じのとおり、昔は男女別習においてダンス教材は女子のみといったことや長距離走では男女で走る距離に差をつけることや競争の仕方を配慮するなど、同じ領域においても男女差を配慮するカリキュラムが立てられてきました。しかし、1989年の学習指導要領改定において基本的には解決されることになり、男女共習にかじを切ることとなりました。その流れは加速し、世界的な大きなうねりとなり、社会は急速に男女の区別をしない方向へと向かっています。これらの事情もありますが、まずは少数ではありますが、潜在的にいるであろう児童生徒への配慮として前向きに検討していただきたいと強く要望させていただきます。

それでは、次、②の質問へお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、②の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

②の質問についてお答えさせていただきます。

小学校、中学校ともに児童会、生徒会、学級委員等の役員や係につきまして男女の役割分担はありません。ただし、学級委員や保健に関する係等については男女の人数割り振りがございます。

議長（八木 勝之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

学級委員や保健に関する係等については割り振りがあるということでしたが、学級委員に関しては男子代表、女子代表とされていること、また、保健に関しては体調の悪い児童生徒の付添いをする際、同性のほうが安心できるということと、同性ではないと対応しにくいという状況への

配慮というのが考えられますが、こういった見解で間違いないでしょうか。

議長（八木 勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

そのとおりでございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

これも非常に難しい問題であると思うんですが、例えば、役員を男女各1名とするのは公平なのか、それとも性別関係なく2名を選出したほうが公平なのかとても難しい問題であると思います。私はですね、性別に関係なく決めるのが自然ではないかと考えております。中学生のほとんどの子どもたちが受験をしますし、小学生の方にも受験をする子どもたちがいます。その子どもたちにとって学校でどんな活躍をしたかというのは受験の際にはとても重要となってくると思います。男女での役割が決まってしまうことは個人の自由を奪うことにもなりかねませんし、何より本人の頑張り、そして努力を正確に判断してもらえないことにもつながりかねませんので、もし、そのような役割が決まっているのであれば、性別によって個人の活躍の場が限られてしまうような役割分担は設けないようにお願いしたいと思います。

しかし、現在行われている保健係等、児童生徒のために必要な役割分担については適正な理由があるということとはとても理解できました。それでは、今後も子どもたちが違和感や不公平感を持たないように取り決めていってもらいたいと思います。

それでは、最後の③の質問へお願いします。

議長（八木 勝之君）

最初に、③の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

③の質問についてお答えさせていただきます。

最初の質問でも答弁しましたとおり、体操服につきましては、新川中学校の短パンが男子は青色、女子は赤色という男女別の色分けになっているため、現在、PTAと学校の間で統一に向けた協議を行っているところでございます。

併せて、新川小学校と星の宮小学校も連携して、統一に向けてP T Aと学校の間で協議を進めているところでございます。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

既に協議を行っていただいているとの御答弁ありがとうございます。

現在、男女別の色分けは市内新川地区以外の学校が男女間の色別を行っていないことから分かるように、特に大きな意味があるわけではないように思いますので、早急に協議を取りまとめ、地区別ではなくて市内の学校の統一に向けてお願いしたいと思います。

それでは、学年色の廃止についての検討というのは進んでおられますでしょうか。

議 長（八木 勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学年色の廃止に関する御意見はこれまでほとんど頂いてはおりませんが、できる限り不都合がないよう配慮させていただいているところでございます。

例えば、兄弟のものを再利用する場合などは、その学年の色が違ってても使用を認めておりまして、個別での対応をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

しかし、この頃の児童生徒というのは多感な時期ですので、色別されていた兄弟間で共有するときに色が違うというのは気になる児童生徒や保護者がみえると思います。このことからストレスなく兄弟間で使用できることが必要と考えますので、前回の一般質問でも御提案させていただきましたゼッケンでの色分け等で対応していただければ、ゼッケンを取り換えるだけで兄弟間の使用が可能となります。ベースのものが同一となるようお願いしたいと思います。そうすることによって児童生徒や保護者にストレスを与えない方法になってくると思いますので、お願いい

たします。

最後になりますが、今後は表題の性別による制限のない、よりよい学校生活に向けて進めていってもらえるよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（八木 勝之君）

以上で、山内議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入りたいと思います。

13時から会議を開きたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

（ 時に午前11時40分 休憩 ）

（ 時に午後 1時00分 再開 ）

議長（八木 勝之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、白井議員の質問を受けます。

白井議員。

< 19番議員（白井 章君）登壇 >

19番議員（白井 章君）

議席19番、白井 章です。

議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項は、過去の一般質問における検討課題等の経過についてです。

これまでに定例会の都度、一般質問を行ってまいりました。市の行財政全般に対する現状の課題や将来的な課題を取り上げ、提言や意見など私見を含めて申し上げ、市としての実情や今後の対策などを伺ってきました。

質問に対する答弁の内容は、大きくは、実施の方向、今後の検討課題、今後調査・研究、また、現段階では対応できない等に分かれるかと思えます。定例会後は、質問の主旨を真摯に受け止められ、前向きに取り組まれていることと存じますが、これまでの一般質問を行った中で、検討課題や調査・研究などの検討経過やその後の状況など、現在までの経過についてお聞きいたします。

具体的には、以下の各定例会における一般質問事項についてお聞きいたしますので、よろしくお願ひします。

1として、令和元年9月議会での「第2次総合計画後期基本計画の素案について」の質問では、今後の予定や市民満足度調査に関して補足説明の必要性や基準値と目標値の考え方、特に、市民

満足度の目標値設定の在り方など、検討課題となっています。本年度には、市民満足度調査が実施され、調査結果を元に次への目標値などが検討されるかと思いますが、実施状況など経過について、以下の点を伺います。

①令和3年度実施の市民満足度調査状況

②市民満足度目標値の設定の在り方の検討経過

2として、令和元年12月議会での「生活困窮者自立支援制度の取組について」の質問では、取組状況や生活困窮者自立支援法の改正内容、支援強化の取組などの答弁でしたが、その後の状況について伺います。

特に現在、コロナ禍において社会環境や生活環境がより厳しい状況です。以下の点を伺います。

①自立支援相談事業などの必須事業や任意事業の状況

②相談支援の強化充実への取組状況

大きく3点目、令和2年9月議会での「業務委託の評価・検証と今後の在り方」の質問では、委託料の基本的な考え方、決算推移の見解、評価・検証の在り方などの答弁でしたが、その後の状況について、以下の点を伺います。

①業務委託の評価・検証についての検討経過

②評価検証の在り方など、特に、業務を委託する際の基本的な考え方や委託業務の包括的な見直しをするための統一的な基準（ガイドライン）の策定を含む内容の充実への取組についてです。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

最初に、1の①の質問に対し、後藤企画部次長兼企画政策課長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

企画政策課、後藤でございます。

それでは、大きな1番の①について答弁をさせていただきます。

令和3年度実施の市民満足度調査の状況ですが、令和3年度に実施いたしました第7回市民満足度調査につきましては、前回調査同様、無作為抽出した市内在住の20歳以上の方3千人を対象として実施いたしました。

速報値ではございますが、回収数1千574件、回収率52.5%でありました。前回平成30年度に実施した第6回と比較すると回収率は2.4%増加いたしました。

なお、調査結果につきましては、現在、集計作業を行っており、結果がまとまり次第公表をさ

せていただきます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

20歳以上の市民の方を対象に満足度の調査をするアンケート調査ですが、20歳以上の方全員調査することはできないので、代表する方を標本調査し、母集団である20歳以上の市民全体の満足度を推測するということですよ。

それですね、20歳以上の市民の皆さんを対象に無作為で抽出しておりますけども、年代ごとの情報が平均的に得られることが望ましいですが、今回7回ですが、6回までの調査を見てみると年齢別の回収率では年齢に比例して高くなってますよね。若い年齢層の回収率が低い傾向でありますけれども、今回、全体の平均としては回収率は52.5%ですが、年齢ごとの回収率というのは大きな差があったかなかったか、どんな状況でしょう。

議長（八木 勝之君）

後藤課長。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

まだ、速報値でございますが、やはり回収率につきましては前回6回と似たような傾向になっておるといのが事実でございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

分かりました。

これから市民満足度調査8回、9回ということで続いていくと思いますので、年齢別の回収率に大きな差がないように、平均的に調査結果の情報が得られるように進めて、必要であればいろいろ検討も必要があるんじゃないかと思います。

次へお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、1の②の質問に対し、後藤企画部次長兼企画政策課長、答弁

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

それでは、②の答弁をさせていただきます。

市民満足度目標値の設定の在り方の検討結果でございます。

目標値の設定の在り方の検討につきましては、御指摘のありました議会後に総合計画審議会において第2次総合計画後期基本計画の基準値及び目標値の在り方について議論をいたしました。その結果、満足度調査は時系列の長いスパンで評価していくものであり、それに対し、総合計画の基準値につきましては、短期的な視点で評価していくものであることから、第2次総合計画後期基本計画におきましては、直近調査時の満足度調査データを使用し、基準値や目標値に設定することとなりました。

令和7年度を始期とする第3次総合計画の策定におきましては、令和5年度より立ち上げを予定しております審議会においてその策定内容については改めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

今、答弁を頂きましたように、審議会でも基準値や目標値について議論して、第2次総合計画後期計画を設定された。また、今後、第3次総合計画についても審議会でも改めて検討していくということですので、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

ただ、申し上げておきたいこと一、二点あるんですが、この市民満足度の数値というのは、市民満足度をもって市が進めています総合計画の政策や施策がありますけど、その内容が市民の皆さんに理解されて満足されているかどうかを判断する指標ですので、そういうための設定した指標ですので、やはり市民満足度は上がっているかどうか、あるいは目標値に対してどうか、各施策ごとにチェック、確認をして、目標に達成してなかった場合、その原因を分析して改善していくこと、施策に反映していくことが大変重要だと思います。この点は総合計画の中にも明記されていますし、先ほど申し上げましたPDCAプランを計画して、実施して、チェックをして改善していくと、そういうPDCAを回す見直し改善に係るマネジメントサイクルを構築するということになっておりますので、その市民満足度設定の意義をよく再確認されて進めていくことが大切であること、そのことを申し上げておきます。



次へお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、2の①の質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

①の質問に対し、お答えいたします。

生活困窮者自立支援法において、必須事業として位置づけられている生活困窮者自立相談支援事業と住居確保給付金においては、法施行当初の平成27年4月から実施しております。

また、任意事業として位置づけられている事業のうち、平成30年度から子どもの学習支援事業、令和3年度から家計改善支援事業を実施しております。

必須事業の生活困窮者自立相談支援事業においては、コロナ禍以前の令和元年度には99人の相談人数でありましたが、令和2年度には223人に増加し、約2.3倍となっております。コロナ禍で求職活動に制限がある中においても、自立に向けた就労支援を行った結果、19件が就労につながりました。

住居確保給付金では令和元年度には7件でありましたが、令和2年度には92件に増加し、約1.3倍となっており、給付金を給付することで住宅及び就労機会の確保に向ける支援を行うことができました。

また、任意事業の子どもの学習支援事業においては、生活保護受給世帯やひとり親世帯などの中学生、高校生を対象として、毎年15名程度の方が学習支援を受けております。

家計改善支援事業につきましては、令和3年度から事業開始であるため利用実績はありませんが、相談者が自ら家計管理ができるよう支援に努めてまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

詳しく御答弁ありがとうございました。

令和元年度から令和2年度へは支援事業は大変大きく増えております。私は参考資料としてお手元のほうに資料を配付させていただいておりますが、このグラフの右側ですね、これは生活困窮者自立相談支援状況ということで、この制度の始まりました平成27年から令和2年度までの

実績を各年度の主要施策成果報告書があります。それを整理、まとめたものであります。これを見ていただきますと、平成27年から令和2年度までにどのような相談件数、あるいは相談人数が推移しているかということが分かりますし、また、この表の中には相談件数の主な相談内容ということを示しておりますけれども、その内容の延べ件数を右側に表示しております。

これを見ていただきますと分かるように、令和元年から令和2年が急激に増えているということで、先ほど御答弁がありましたけれども、相談者数、あるいは相談件数が増えております。令和3年度はまだ年度途中でありますけれども、現時点で相談支援事業の相談者数や相談件数、あるいは住居確保給付金はどのような状況でしょうか、伺います。

議長（八木 勝之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

令和4年1月末現在で197人、相談件数としましては576件となっております。今年度の見込みにつきましては、相談者数が240名程度、相談件数が700件程度と想定をしております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

それでは、就労支援の結果、令和2年度ですけれども、就労に19件つながっております。令和3年度の状況はどうでしょうか。

議長（八木 勝之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

令和4年1月末現在で31名の方が就労につながっている状況でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

いずれも増えているということが分かりますけれども、ここ一、二年で生活困窮者自立相談支

援事業をはじめ住宅確保給付金など増えてきておりますので、生活に困窮されている方はまだまだおられるかと思えます。引き続き、今後も適切に自立相談支援につなげていけるよう進めていただきたいと思います。

次へお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、2の②質問に対し、鈴木社会福祉課長、答弁。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

②の質問に対し、お答えいたします。

コロナ禍においては相談支援が増加し、内容については複雑化しております。相談体制として平成27年度の事業開始時には主任相談員、相談支援員兼就労支援員の2名でしたが、就労に関する支援の充実を図るため、平成30年度には専任の就労支援員を1名増員、令和3年度にはさらに就労支援員を1名増員して4名体制とするなど、相談支援体制の強化に取り組んでおります。

また、社会福祉協議会とも連携を図るなど、総合支援資金の貸付けをされた方につきましても、自立相談支援事業により相談支援を実施しております。

生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットとしての包括的な支援体制を整えるため、研修会などにも参加して支援員のスキルアップにも努めており、相談者に寄り添った支援などが行えるように支援強化に努めております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

相談件数ですね、令和2年度から大きく増えておりますが、令和3年度の状況からも今後も増加が予想されるかと思えます。相談件数の増加と内容から相談の受け付け対応の体制が令和3年度で4名体制で、相談支援は2名かと思えますけれども、令和2年度からは年間700件余りの相談件数がありますから、1人当たり直しますと390ぐらいになると思いますが、現在の体制で本当にきめ細かい相談者に対する支援が行えるかどうかということをお聞きします。いかがでしょうか。

議長（八木 勝之君）

鈴木課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

就労支援に対する職員に対しても、役割を超えて相談支援にも対応するなどの支援に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

あと1点ですね、これは直接支援事業の内容ではありませんが、生活困窮者自立相談支援等の決算資料の主要施策成果報告書の人件費の記載について伺いたいと思います。

これは参考資料でお手元のほうに配付させていただいております。これは左側になりますけれども、生活困窮者自立相談支援等費ということで、これも平成27年から令和2年度までの決算数字です。

ずっと見ますと、令和元年から令和2年に増えておりますけれども、令和元年度までは生活困窮者自立相談支援等費として、主な支出科目の中に賃金が記載されておりました。自立相談支援に携わる臨時職員の人件費だと思います。しかし、令和2年度から臨時職員から会計年度任用職員に変わりました。そのためにこの費用は人事で一括管理されているというふうにお聞きしております。したがって、主要成果報告書からは除かれております。だから、令和2年度の従来の賃金部分に相当する会計年度任用職員の人件費を組み合わせると、令和3年度は約700万円ぐらいになりますから、増え、お渡ししております参考資料の棒グラフでいうと、点線の部分ぐらいの高さに令和2年はなるということです。

それから、裏側には主要成果報告書の令和元年と令和2年度を表しておりますけれども、令和元年度まで左側の支出科目の中に賃金がありました。しかし、令和2年度はそういう関係の賃金が相当する人件費が入っておりませんので、この決算書は各事業の事業費全体がどれだけかかっているのか、その内容を記載するものですので、今回この質問をすることでその関係を気づきましたけれども、これは他の事業にも関係することですので、この点はそういう人件費も分かるように内容をすべきではないかと思いますが、この点いかがでしょうか。

議長（八木 勝之君）

岩田総務部長。

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

今、白井議員から御指摘のありました決算報告書、いわゆる青本の金額ですが、こちらの金額につきましては、決算書と同じ額が記載されることになっておりまして、どうしても今お話のありました賃金が会計年度任用職員制度に変わったことによって、会計年度任用職員報酬等ということで別の小事業立てで今おっしゃられた人事秘書課が一括して所管してやっております。その決算額と同じ金額をのせる関係で、人件費がもし同じところにあつたらどれぐらいだという数字を個票自体には表記することは決算書と同じ数字にしなければ難しいんですけども、今、御指摘があった点につきましては、ほかに何か方法があるかないかを企画部、人事秘書課と相談したいと思います。

以上です。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

ぜひ検討をお願いします。なぜならば、この事業費にどれだけかかっているかということの内容が合うように、この人件費が含まれないと全体の4割ぐらいが少なくなりますので、そういうことでぜひ御検討をいただきたいと思います。

次へお願いします。

議長（八木 勝之君）

最初に、3の①の質問に対し、後藤企画部次長兼企画政策課長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

企画政策課、後藤です。

それでは、3の①に対して答弁させていただきます。

業務委託の評価・検証についての検討経過でございます。

業務を委託するに当たっては、市直営で行う場合と委託した場合とのコスト比較を行い、また、費用対効果にも留意しながら委託を実施することにより、総体として効率性が拡大するかどうかの評価・検証を行っております。

また、毎年度の予算要求過程の中で委託業務の内容が効率的・効果的な市民サービスの提供とそのサービスの質の向上に結びついているか評価・検証を行ってまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

前回質問時に比べ、最近の業務委託料も大きくなってきております。御答弁いただきましたとおり、しっかりと業務委託の評価・検証を行っていただきたいと思います。

次へお願いします。

議長（八木 勝之君）

最後に、3の②の質問に対し、後藤企画部次長兼企画政策課長、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（後藤 邦夫君）

それでは、②について御答弁させていただきます。

委託業務につきましては、業務終了後の完了検査において、実施業務が適正に執行されたかを確認しております。再度、業務委託を行う場合は、毎年度の予算要求過程において予算編成方針に基づき所管課により業務委託の範囲や内容、また委託の必要性や費用対効果などの観点から見直しを行っており、評価・検証はできているものと考えております。

また、統一的な要求基準については予算編成方針において示されてはおりますが、業務委託基準となるガイドラインの策定につきましては、引き続き、調査・研究をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

白井議員。

19番議員（白井 章君）

委託する場合の市の統一的な要求基準などを明文化したものを基準ガイドラインの必要性を申し上げてきました。業務委託は前回も参考資料で示しましたように、委託件数も金額も大変大きいです。金額的に市全体を合わせますと、最近の令和元年度決算では37億円余り、令和2年度も36億円余りですね。令和4年度の当初予算では約42億円余りの予算になっております。大変大きな金額になりますし、各部門で実施されておりますので、それぞれの業務が適正、あるいは効率効果など見極める評価・検証というのは大変重要だと思います。基準書やガイドラインなどを見れば誰が担当されても分かるように、そういう明文化した基準、ガイドラインを明確化する

る必要があると私は思っておりますけれども、この点、引き続き調査・研究していくとの御答弁でありましたので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（八木 勝之君）

以上で、白井議員の質問を終わります。

次に、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、大きく分けて2つの問題について質問させていただきます。

初めに、地球温暖化対策への取り組みについてであります。

世界各地で、異常な豪雨、台風、森林火災、干ばつ、海面上昇が発生し、日本でも「経験したことがない豪雨」や暴風、猛暑など極めて深刻であります。環境省が作成した「2100年の夏の天気予報」は全国各地で40℃を超え、瞬間最大風速90メートルのスーパー巨大台風が何度も襲ってくると予想しています。気候危機の打開は、人類の生存に関わる重要な課題であります。

国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）では、世界の気温上昇を産業革命前と比べて「1.5℃に抑える努力を追求する」とする成果文書が採択されました。1.5℃目標の達成のためには、2030年までに温室効果ガスの排出を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロにする必要があります。こうした下で、国の地球温暖化対策計画が2021年10月に閣議決定され、地方自治体向けの実行計画策定マニュアルも示されました。

地球温暖化対策の推進に関する法律は、基本理念で脱炭素社会の実現を掲げ、都道府県及び市町村は、国の地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画を策定するとされています。

2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロ、いわゆるカーボンニュートラルを表明した地方自治体は、環境省によると534自治体、人口では約1億1千283万人で総人口の88.8%（1月31日現在）に上っています。今まさに自治体が2030年までの地球温暖化対策推進計画を策定し、住民と共に実践の先頭に立つよう、責任を持った取組を加速することが求められています。

そこで、以下、本市の地球温暖化への取組について伺います。

①「清須市地球温暖化対策実行計画」【事務事業編】（2015年～2021年）で9.1%の目標削減率を掲げてきましたが、実施してきた措置の内容と成果を伺います。

②「実行計画」について伺います。

③企業立地において、カーボンニュートラルに向けた取組については、どのように考えていますか。

④ヒートアイランドについて伺います。

「平成7年度西枇杷島町緑の基本計画」によれば、夏季の晴天日において旧西枇杷島町内の異なる地点でヒートアイランドによるものと思われる5℃程度の気温差が認められています。「ヒートアイランド」は、都市部の局地的豪雨を発生させる引き金の役割を果たしているとも言われています。このヒートアイランドが起こる要因には「人工排熱の増大」「地表面の被覆の人工化」「緑地・水面の減少」が指摘されています。ヒートアイランド対策の基本的考え方と、田畑が中心の緑となっている本市において「緑の基本計画」に照らして確保する緑の総量（施設緑地・地域制緑地）の現況と企業立地等で減少する緑地の量を伺います。また、これからの対応策については、どのように考えていますか。

2つ目、新型コロナウイルスへの対応と取り組みについてであります。

新型コロナウイルスが2020年1月に確認されてから2年が経過しました。今年も年明けから変異株「オミクロン株」の広がりとともに感染者が急増しています。そこで、以下、本市の対応について伺います。

①ワクチン接種の迅速化が求められる中で、市町村の役割は、「医師会等と連携し、住民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するために必要な医療機関等を確保する」とこととされています。一、二回目と比べて、1日当たりの接種人数はどのように推移していますか。

②感染拡大の収束のめどが立たないまま、コロナ禍において懸念されているのが「社会的孤立」の深刻化です。政府の専門家会議も提言で、一人暮らしの高齢者への対応を感染対策の長期化に伴う社会的課題と位置づけています。地域で暮らす高齢者の感染を予防しつつ、生活不活発病に陥らないようにするには高齢者の自助努力だけでは不十分であり、「見守り」というアプローチが必要です。国も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の推進を訴えていますが、本市におけるひとりで暮らす高齢者の実態の把握、そして、対応について伺います。

以上であります。御答弁よろしくお願いたします。



議長（八木 勝之君）

最初に、1の①の質問に対し、所生活環境課長、答弁。

生活環境課長（所 邦治君）

生活環境課長の所です。

それでは、1の①の質問についてお答えします。

清須市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、本市行政事務の在り方を見直すことにより、温室効果ガスの削減を図り、2021年度、令和3年度までに温室効果ガス排出量を2015年度、平成27年度比で9%削減を目標としております。また、計画の成果につきましては、温室効果ガス排出量が2017年度、平成29年度から毎年減少し、削減目標である9%の削減を達成しております。

その要因といたしましては、本庁舎方式への移行により、分庁舎・支所が廃止され、空調で使用する都市ガスの使用量が減少したこと並びに庁舎間の公用車での移動の必要がなくなったこと及び公用車の数が削減されたことにより燃料使用量が減少したことが考えられます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

目標を掲げて達成したということですので、非常によかったなと思うわけではありますが、実行計画が示されて改定も、令和元年、そして令和2年とされてきたわけではありますが、この中で非常に御苦勞もあったかと思うわけです。

いろんな自治体を見ると、やはり兼務の仕事で大変だと。そういう中で予算も人員も、それから専門的知識もない中でこういった事業を進めるのは、大きな自治体と違って市町にとっては大変だということがあったわけでありまして。この計画の中にもどのように機能し、実施状況の公表ということもうたわれてきたわけですが、そういったことはどういうふうにやられてきたのか伺いたいと思います。

議長（八木 勝之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

計画におきましては、必ず毎年、環境推進委員会というのを開きます。その中で職員の代表者

があります。その職員の代表者で結果を検証し、問題点、そういうのを洗い出した上で結果を公表しているという形になっております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

その公表の仕方はホームページとか、どういうやり方で公表されてきたのか伺います。

議長（八木 勝之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

ホームページ等で公表のほうを行っております。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

分かりました。

2のほうの回答をお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、1の②の質問に対し、所生活環境課長、答弁。

生活環境課長（所 邦治君）

②の質問についてお答えいたします。

現計画の計画期間満了に伴い、国の地球温暖化対策計画の目標値の引上げ、市役所北館の運用開始や公共施設の統廃合等、既存計画との乖離を修正する必要性が生じたため、今年度新たな計画を策定いたしました。

新たな計画では、2030年度、令和12年度までに温室効果ガスの排出量を2013年度、平成25年度比で46%削減を目標とし、さらなる節電の実施や徹底した省エネ、再生可能エネルギーの導入拡大等を行います。

また、公用車の電気自動車等への更新を積極的に行い、燃料使用量の削減に引き続き取り組んでまいります。

以上です。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

さらに46%削減ということで、そうすると、平成21年度時点で9%は達成したと。残り30年まであと8年ですか。46%やっていくということだと、割り算をすると1年当たりどんなものになるんですか。

議長（八木 勝之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

1年当たり46%なんで、5%以上の削減が必要というふうに考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

2030年までに5%以上、毎年やっていくんだということでありまして。対象範囲というのは、公共施設という考えで、区域施策編はつくらないということで理解したほうがいいのでしょうか。

議長（八木 勝之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

今回改定に至りましたものにつきましては、これは事務事業編といたしまして、公共施設、我々が仕事をする上で使用する施設ということになります。この事務事業編につきまして、策定と公表が義務づけられているものでございまして、今、議員がおっしゃられる区域施策編につきましては、中核市未満の市町村に対しましては、今のところ策定に努力するという努力義務が求められたものでございます。

今回改定したものにつきましては、事務事業編、この役所の中、公共施設を限定にしたものでございます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

分かりました。

中小の市町では難しいということで、策定義務はないけども、環境省によると、地方公共団体もぜひ策定を進めるよう、支援を行うのでやってくれということは言ってますので、それだけはまず言っておきたい。

それから、対象とする温室効果ガスの種類は6種類あるわけですが、二酸化炭素については電力のことになるかと思うわけですが、その辺はどういうふう考えられておるのかお聞きします。

議長（八木 勝之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

温室効果ガスの今回の私どもが作成いたしました事務事業編につきましては、電気・燃料・都市ガス、この3つにつきまして目標年次までに46%減らすという目標でございます。これを減らすに当たりましては、再生可能エネルギーとかの使用とかも今後考えていかなければいけない。ハードルは高いんですが、やっていかなければならないことではあるというふうに考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今いろいろ述べられたわけでありまして、先ほど言いましたけど、実施計画は9%達成したと。今度は毎年5%以上やっていかないかと。ハードルが少し高くなって、決められた人員、予算で、そういう中でやっていくつもりということでもありますけども、実施状況の点検方法とか公表とか、様々いろんなことが出てくるかと思うわけですが、推進体制のところでは問題ないのかどうかお聞きします。

議長（八木 勝之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

先ほど申し上げましたように、大きな目標を達成するには各課から環境推進委員ということで

選出された者で1年ごとに検証を見直す。しっかりと規制をかけながらやっていくということが当然重要なことだろうと考えております。ただし、今回の事務事業編におきましては、目標のパーセンテージが高うございますので、今まで以上に厳しく、言い方は悪いんですが、締めつけながらやっていかないととてもやれる数字ではないというふうに考えておりますので、厳しくやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

大変な仕事の中でやられるということですので、私のほうも実施状況の公表等をしっかり見させていただいて、また御意見もさせていただきたいと思いますが、ぜひ取組ですね、頑張っていていただきたいということをお願いしておきます。

議長（八木 勝之君）

石田部長。

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田でございます。

誤解がないように1つだけ申しておきますと、先ほどのパーセンテージ、5%を毎年やっていくというような御答弁をさせていただいておりますが、現計画におきましては、庁舎等市民サービスセンターしか対象としておりません。今回、令和4年度からの計画につきましては、それプラス全施設で管理している分も含めた市全体の施設を対象にしておりますので、一概に5%ということではなくて、多分、それよりもかなり厳しい削減率が求められるというふうに考えておりますので、誤解がないようお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

分かりました。

今、言われた公共施設でも役所や学校や保育園だけでなくして、指定管理を導入しておる施設もやるとなると、さらに広がっていくということを言われたわけですね。分かりました。そういう中で達成していくということですので、ぜひ頑張ってくださいということを書いて

おきます。

次へ行っていたきたい。

議長（八木 勝之君）

次に、1の③の質問に対し、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課長の沢田でございます。

それでは、1の③企業立地におけるカーボンニュートラルに向けた取り組みについてお答えします。

企業立地を進める上で重要なのは、清須市第2次総合計画後期基本計画に位置づけされている持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの実現に取り組む必要があり、今年度策定中であります企業立地促進基本計画においても、新たな産業基盤形成、都市構造の適正化など、産業・技術・エネルギーなどの面で積極的に取り組む必要があると考えております。

特に、SDGs17の持続可能な開発目標のうち目標7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」、目標9「産業と技術革新の基盤をつくる」、目標11「住み続けられるまちづくり」、目標12「つくる責任つかう責任」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標15「陸の豊かさを守ろう」を注視し、企業立地を進めることが求められていると認識しています。

以上のことから、立地する企業に対しては積極的にSDGs、カーボンニュートラルなど、環境面の取組を推進することについて協力を要請してまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

取り組んでいくことは重要だと。要請していくということでもあります。温室効果ガスの削減というのは自治体環境政策の政策開発協定の現場でもあるということも言われておるわけでありませう。温暖化対策を目標とする、重要であるからこれを目標とする上で条例を制定する自治体が今、広がっておるんですね。条例は市民、自治体、事業者といった地域の主体が地球温暖化対策に取り組むことの責務を明らかにしていく、こういう意義があるわけでありませう。

土地利用などの政策というのは、環境目標達成の基盤をなすものだということを考えるわけですが、この辺についてはまだ検討もしてないのか、どういうふうにかえがあるのか伺いたいと思

います。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

基本的に、企業立地する上で条例等を策定するという考えは今のところございませんが、今後立地する企業といろいろ協議をしていくことになると思いますが、その際には企業立地後に公害が発生したりとか、いろんな問題が起こらないような対策は必要だと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

地域の旗振り役はやはり地方自治体だと思うし、そう言われておるわけですが、この地域の特性を熟知した地方自治体、清須市がリーダーシップを持って、この地域特性に合わせた施策を伴うカーボンニュートラルに向けた方向性を条例なりで示していくと、私はそれが必要だと思うわけです。

今日の質問の中でも税収の問題で言われたわけですが、設備等の固定資産がこれで上がるということも言われたわけですが、やっぱりその上でもカーボンニュートラルのことは方向を示していくということが私は大事だと思うんですね。ですから、事業者や市民などが三々五々にいろいろ言っても、旗振り役の自治体がきちっと示していかないとうまくいかない部分もありますので、ぜひ一度その辺も含めて、これは民間がやるからって、そこに行って、最終的には21条の何とかが言われたんですけど、それだけではなかなか難しい部分が出てくると思いますので、こういったハードルを少しずつつけていくということが大事だと思いますが、一度御検討をいただきたいと思います。

4番目をお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、1の④の質問に対し、長谷川建設部次長兼都市計画課長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

都市計画課長の長谷川です。

それでは、4番目のヒートアイランド対策の考え方、緑の基本計画で確保する緑の総量の現状、

企業立地等で減少する緑地の量と今後の対策案について御答弁させていただきます。

ヒートアイランドの基本的な対策としては、機器等の省エネ、次世代自動車の普及、道路整備などの人工排熱の削減の推進と保水性舗装、屋上緑化、壁面緑化、高反射率塗装などの地表面被覆の改善技術が考えられます。

緑の基本計画に基づく緑の現状としましては、施設緑地が約217ヘクタール、地域性緑地が約132ヘクタールで、策定時点と比べ施設緑地はほぼ横ばい、地域性緑地は約24ヘクタール減少しております。

企業立地等で減少する緑地の量としましては、農振農用地における土地利用が計画されている土田・上条地区や一場東部地区など約43ヘクタールなどが対象となると考えられます。

なお、今後の対策ですが、本市といたしましてもこれまで都市公園等の整備やあいち森と緑づくり税を活用した学校等のビオトープ整備などの緑化事業、環境活動などを積極的に実施しており、また市民の方々に対しても民有地の緑化補助事業などを進めてまいりました。今後、より一層の緑化推進活動を進めるとともに、開発等で失われる緑地については、事業者に対し、法令に基づいた緑地等の確保と適正な維持管理を要請してまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

まとまった緑地は冷気の固まりを形成して、周辺に冷たい空気をにじみ出すクールアイランドとしての機能があると言われていたわけでありまして。これは地球温暖化防止の一助をなすとともに、温度や湿度の緩和効果があって、都市の気象の急激な変化を和らげたり、ヒートアイランド現象の抑止にも役立つと言われていたわけでありまして。

先ほど言いました清須の緑の基本計画にはこう書かれています。

「多様な効用を有している現状の緑を市民1人ひとりと行政及び各団体等が共に協力し、将来にわたって望ましい姿で保全整備していくとともに、市民が生活の豊かさを実感し、清須市を誇りとすることができるような質の高い緑を創造し、よりよい緑のまちを目指す。市内の農地は何より市民の身近な緑として大切な緑地です。農地が持つ緑の景観を保全します。市街化調整区域に残された一団の農地は、清須市にとって貴重な緑地であり、広々とした田園風景など、その景観は市街地に安らぎを与える要素となっています。これら農地が持つ緑の景観について市民と一



緒に考え、保全に向けて取り組みます」、こう書かれているわけであります。となると、今、企業立地も同時並行で進んでおるわけですが、この辺の整合性というか、考え方についてはどういうふうに頭の中を整理したらいいかお聞きします。

議長（八木 勝之君）

長谷川次長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

当初計画をした当時は、やはり先ほど議員おっしゃったように、農地の保全ということ都市計画マスタープランのほうでも位置づけられておりました。しかしながら、平成30年度に都市計画マスタープランを改定したときに土地の利活用を図るということで、市民の方々からも農振農用地の土地利用ができるようにしてほしいというような請願が出されたということも踏まえ、土地利用ができるような方向性に変更したという経緯もございます。それに伴って、若干、当初の緑の基本計画とは異なった部分もございますので、今後、計画に対しても変更する必要があると考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今後、計画の変更をしていくことも考えておりますということでありますので、現に片一方は進んでおるわけですので、先ほど132ヘクタールのうち24ヘクタールが減少して、さらに43ヘクタールという数字を述べられたわけでありますので、本当に地球温暖化対策やヒートアイランド対策だけでなく、より広い範囲の環境負荷の低減に配慮したいろんなことを考えていかないかんということでもありますので、ぜひ、その辺をもっと分かるように、片一方だけ進んでいて、片一方は決めたことがそのままのおざりになってはいけませんので、こうした課題に対しても市民のほうに明らかにしていただくという課題にも取り組んでいただきたいということを申し述べておきます。

次、お願いいたします。

議長（八木 勝之君）

次に、2の①の質問に対し、寺社下コロナウイルスワクチン接種対策室長、答弁。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

新型コロナウイルスワクチン接種対策室の寺社下でございます。

2の①の質問にお答えをさせていただきます

新型コロナウイルスの第6波の感染者数は、本市において1月は約460人、2月は27日までで約1千180人と急増しています。

本市のワクチン接種体制は、接種当初、はるひ呼吸器病院1か所でスタートし、順次、各地区の事前受付会場の終了と合わせ、協力いただける医療機関を増やし、現在、3回目接種につきましては17医療機関で実施をしております。

接種実績としましては、1、2回目の接種時において、接種が始まった6月、7月の実施日における1日当たりの平均人数は、1回目接種450人、2回目接種450人の合計900人に比べ、3回目接種時の2月前半の接種人数は約570人と少なくなっております。予約枠はワクチンの供給量の最大で設定をしており、今後の供給量の増減により接種人数は変わってまいります。ワクチンは国から愛知県を経て市に供給をされますが、その数は愛知県が配分を決めており、ワクチンの供給量に合わせた予約数しか設定できない現状がございます。

市が実施できるワクチンの種類としましては、1、2回目接種時はファイザー社ワクチンのみでしたが、3回目接種においてはモデルナ社ワクチンも追加され、現在は2つのワクチンで接種体制を構築しております。しかし、3回目接種当初はファイザー社ワクチンに希望が偏る傾向があり、予約枠を開放しても予約が埋まらない状況も見られました。最近ではワクチンの選択よりも早期接種を希望する方も徐々に増えており、1日当たりの接種者数もほぼ予約枠と同数となってきております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

ちょっと端折ってすみません、時間があまりないものですから。

今、3回目のワクチン、高齢者の方々を2月中にやるんだということをおっしゃったわけですが、なかなかそこまで達成していないということがあります。そこで、2月15日に厚生労働省から、接種対象者に到達していない場合であっても追加接種は可能、こういう通達が出されたわけでありましてけれども、その辺については市なんかにも問合せが来たり、スムーズに大規模接種会場でこういった人たちに接種が行われておるような状況があるのか、それとも、清須市

は既にそういうことにならんように接種券だけは6か月たった人には次から次へと届いておるのか、どういう状況にあるのか、現況をお聞きします。

議長（八木 勝之君）

寺社下課長。

健康推進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（寺社下 葉子君）

現在、2回目接種が9月11日までの方に接種券を郵送しておりますので、6か月よりも前に届いているという状況ですので、接種券がなくて接種ができないということはないと思われま

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

本当に清須は頑張ってみえるということが今お話を聞いて分かりました。オミクロン株による第六波が、連日、最悪水準の死亡者が続いて医療の逼迫が深刻化している、こういう要因に、高齢者の皆さんへのワクチンの3回目接種、この遅れが全国的には浮き彫りになっているわけでありま

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

最後に、2の②の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課長の古川でございます。

2の②ひとり暮らし高齢者の実態把握と対応についてお答えいたします。

本市では、毎年65歳以上の単身世帯を住民基本台帳より抽出し、民生委員の訪問、対面による実態調査を実施しており、一人暮らし高齢者が日常生活で緊急時に支援を受けることができるよう、一人暮らし高齢者登録、緊急通報システム事業及び救急医療情報キット配布事業等のサービスの御案内を行っています。また、必要に応じて地域包括支援センターを紹介し、市の介護予防事業や地域のサロン等にも結びつけています。

コロナ禍においては感染予防に留意する必要性から、令和2年度については対面調査は行わず、民生委員にお住まいの確認と調査票の配布を依頼し、対象者本人が調査票を市役所へ返送していただく方法で調査を実施しました。

令和3年度においても引き続きコロナの感染予防のため、新たに一人暮らしになられた方や生活実態が未把握の方を対象に優先的に調査を行い、現在も感染対策に注意しながら、引き続き、一人暮らし高齢者の実態把握を行っています。

今後も各種事業の中でお互いを見守る地域づくりを強化するとともに、一人暮らし高齢者が自ら困り事を発信することの必要性等を啓発してまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

やられてることは今、分かりました。

そこであえてお聞きます。まず、清須市の高齢者、そのうち一人暮らしの方の人数はどれだけですか。

議長（八木 勝之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

本年度調査対象としております令和3年4月1日現在の高齢者人口は1万6千202名で、住民基本台帳の独居の方は3千852名となっております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

3千852名ということでもあります。そういった方々に民生委員の方が調査票をお願いして返送してもらっておるんだということを言われたわけですが、どれぐらい返ってきているんですか。

議長（八木 勝之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

調査のほうは令和2年度に実施しております、その際は返送を確認できたのは81.71%ですけれども、郵送の返送のみだけではなく入所している方やその他こちらのほうで把握できている方を除いて確認した方が81.71%となっております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

コロナ禍の下ですので、これは非常に大事なことになるんですよ。例えば、令和2年度の清須市の地域包括支援センターの事業報告を見ると、一人暮らし高齢者アンケート調査による電話確認、訪問対応、ここでの数が246となっているんですよ。先ほど一人暮らしの人口でいえば3千852人あるわけでありまして。ここの包括がやられておるのは令和2年度246ですけれども、しかし、民生委員の方々にやっていただいて81.71%、網をかけてもそこからこぼれ落ちる人たちも出てきておると思うわけですが、先ほど当初言われた実態把握を行っているということでもあります。

今、医療逼迫などから高齢者が従来どおりの医療や介護のサービスが受けられない。もしかしたらコロナに感染して入院が必要な方がお家で一人で見えて自宅待機しているかもしれない。そういう社会的な孤立というのは生まれているんですよ。家族や地域コミュニティなどの関係性もこういうコロナ禍の下で希薄になって、他者との交流がほとんどない。人との接触を減らすことが、今、コロナの中で求められているわけでありまして。そういう中で亡くなってきている、こういう方もみえるわけですが、その辺の実態把握と言われたわけですが、その辺を把握して、そういう状況だからそういうところでどう手を差し伸べていくかということが大事になってくるので、その辺についての取組、1つは包括、それから民生委員の方、そこでいろんなことを考えていくのは高齢福祉課が対応せなあかんと思うんで、その辺はどういうふう考えられておるのかお聞きします。

議長（八木 勝之君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

お一人おひとり、ケースの状況は様々ですので、ケースを取り巻く民生委員、包括支援センターのスタッフ、民間事業者の方と連携を図りながら、様々な立場で情報共有をして意見を頂き、

チームで対応のほうをしていくことが重要と考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

国のほうもやれやれで現場は大変だと思いますけれども、厚生労働省も再三にわたって新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について繰り返し発信して、家に籠もりがちな高齢者のケアの徹底を促進しようという号令もかけてみえます。今、一人でも孤立し孤独死がなくなるような取組というのは本当に大事なときだと思うわけですが、最後に市長にこの辺のところはどう考えられているのかお聞きして、私の質問を終わります。

議長（八木 勝之君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

高齢者だけじゃないんですけども、コロナの関係で高齢者の生活が苦しいということもありますけども、前にもお話しさせていただいたんですが、うちはいろんなことをやりたいんで、愛知県にも感染者の方の情報を教えてほしいと言っとるわけなんですけども、個人情報ので壁があって、愛知県からは感染者の方の情報は教えてもらえんと、まだこういう状況です。

それで、そういう生活が苦しい方、例えば買い物にも行けん、外に出れんもんですから、薬も手に入らんという方に対して市のほうでお手伝いをしますということでも、県のほうは情報は教えてくれんということで、今、何をやっとなかといえ、県の保健所は感染者の方に、市はそういう制度をやっとなかので、よかったら使ってくださいという、そういう状況です。

正直、保健所を持つとなし、愛知県では30万人以上の都市しか持てないんですけども、それ以外の一般市はみんな忸怩たる思いをして、どの市長に聞いてもそういうことを言ってますので、そんな愚痴を言っとなかでも仕方ないんですけども、さっきここで福祉課長と健康推進課長が答弁したとおり、市でできることは何でもやると、こういうことを基本にしてこれからもやっていきたいと思ってます。

以上です。

議長（八木 勝之君）

以上で、加藤議員の質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩いたします。

( 時に午後 2時07分 休憩 )

( 時に午後 2時20分 再開 )

議長 (八木 勝之君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大塚議員の質問を受けます。

大塚議員。

< 7番議員 (大塚 祥之君) 登壇 >

7番議員 (大塚 祥之君)

議席番号7番、新世代、大塚祥之でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

私からは大きく3点、よろしくお願いいたします。

#### 1 本市の道路側溝の在り方について

本市は、土地区画整理事業や公共下水道事業等に合わせて道路側溝の整備を行っています。しかしながら、用途に合わせて様々な種類の側溝で整備を行っているため、市内の状況を見ても統一性がなく、側溝の管理も多様化しています。12月の同僚議員からの質問では、愛知県の道路構造の手引きを準用し、この手引きに基づいて道路の形状や地形、沿道状況を勘案して道路側溝整備を行っているとの答弁でしたが、その判断により側溝清掃を行う際、安易に清掃できる地域もあれば、苦勞して清掃をしなければならない地域も生じています。今後、市内の道路側溝整備をするに当たり、維持管理のしやすさを踏まえた本市のお考えをお聞かせください。

#### 2 清洲駅前土地区画整理事業における駅前広場・清洲駅前線について

JR清洲駅前土地区画整理事業は、公共交通の利便性の高いJR清洲駅前という立地条件を活かした公共施設の整備・改善と宅地の利用増進を図り、にぎわいのある魅力的なまちづくりを進めていくことを目的としています。

平成24年2月に都市計画決定及び清洲駅前線の都市計画決定後、平成27年8月に事業計画決定の公告、平成30年3月に仮換地の指定を行い、平成30年度から一部工事に着手しました。

また、駅前広場の整備についても隣接する稲沢市との協議が整い、平成30年3月に稲沢市、組合、本市の3者で整備に関する役割分担等を定めた確認書を締結し、設計・協議を進めています。現状、本事業が計画どおり実施され、駅前にふさわしい構築を図るために、愛知県に対して

予算の確保と支援、地域の利便性の向上のために、土地区画整理区域外の清洲駅前線の整備も併せて実施できるよう要望されています。

このことを踏まえ、以下お伺いいたします。

①駅前広場の整備と清洲駅前線の進捗状況は。

②土地区画整理区域外の清洲駅前線整備に向けた調整状況と今後の予定について

### 3 JR清洲駅西口自由通路について

清洲駅前土地区画整理事業地内にあるJR清洲駅は、清須市都市計画マスタープランにおいて地域拠点として位置づけられ、駅周辺・駅前広場の整備が進められています。現状、1日の乗降客数が7千396人となっていますが、今後の駅前開発により乗降客の増加も期待されます。私は、平成29年の3月の一般質問でJR清洲駅自由通路について質問しておりますが、土地区画整理事業が進捗していく中で、近隣の稲沢市とこの駅西口についての協議が必要だと考えます。さらに駅西口自由通路ができることにより、市内の地域の利便性向上につながるのではないのでしょうか。

現在行われております清洲駅前土地区画整理事業に合わせた駅西口自由通路の整備について、本市のお考えをお聞かせください。

以上、御答弁よろしくお願ひ申し上げます。

議長（八木 勝之君）

最初に、1の質問に対し、永渕部長、答弁。

建設部長（永渕 貴徳君）

建設部長の永渕でございます。よろしくお願ひいたします。

本市の道路側溝の在り方ということで御答弁させていただきます。

本市各地区の道路側溝につきましては旧町で整備されたものが多く、地区により形状が異なっております。側溝の維持管理のしやすさはそれぞれ一長一短がございます、道路の形状や地形、沿道状況を勘案して道路側溝の種類を決定し、整備しております。また、生活に影響が出ないようにしてきております。

また、議員が言われる側溝清掃につきましては、側溝蓋等の開閉が困難な場合においては、蓋上げ機を貸出しをしたり、比較的軽量のグレーチングなどの設置間隔を狭くするなど、蓋を開けやすくし、側溝清掃を行いやすくしてきております。

以上でございます。



議 長（八木 勝之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

現状、本市で使用されている側溝の種類についてお伺いたします。

議 長（八木 勝之君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

清須市では主にL型側溝、そしてU字側溝、そして都市型側溝、それから可変式側溝というのが主な四つぐらいの種類だと思います。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

この側溝に対しましての水の流れの状況や泥の堆積等のチェック・管理というのはされているのでしょうか。

議 長（八木 勝之君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

定期的についてということで決まっておりますが、住民の方からの御通報ですとか現場へ行ったとき、パトロール等で発見した場合については、そういった状況も把握した中で清掃等を行っておるというものでございます。

以上です。

議 長（八木 勝之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

今、御答弁の中に住民からの通報ということで確認し、対応されているということではございますが、側溝のたわみで水が流れないケースや泥等の堆積で排水に支障を来すケースもあったと思われま。特に側溝のたわみで水が流れない箇所についての本市の御対応策をお聞かせくださ

い。

議長（八木 勝之君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

今、御指摘のように、側溝のたわみ等で水がたまるというようなときには、やはり現状確認をしに行きまして、側溝の底打ちですとか伏せ直し等、部分的な修繕というもので対応してきておるといのが現状でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

質問は変わりますけど、U字型側溝や都市型側溝の清掃につきましては、本市から道具を貸し出して住民の方が清掃されていると思いますけども、この現状をお聞かせください。

議長（八木 勝之君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

令和2年度におきましては、全体で61件の貸出しをしております、そのうち60件がU字側溝、1件につきましては都市型側溝でありました。

ちなみに、本年度はまだ途中でございますが、合計56件で、全てU字型側溝の貸出しでございました。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

ただいま清須市の件数を述べていただきましたけども、地区別の件数がもし分かりましたらお聞かせください。

議長（八木 勝之君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

令和2年度でございます。新川地区が2件、清洲地区が38件、西枇杷島地区が5件、春日地区が16件で、先ほどの都市型側溝というのは春日地区でございました。

本年度におきましては、新川地区が1件、清洲地区が40件、西枇杷島地区が3件、春日地区は12件でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、地区別の件数を答弁いただきましたけども、この地区別に見たときに側溝清掃の件数というものは異なってきますが、ほぼU字側溝での清掃というふうに認識しております。まだまだ都市型側溝を使用している地域は少ないものの、この結果から見ても、都市型側溝が側溝清掃の回数を減らすことに有効だというふうに私は思いますけども、この都市型側溝のメリット・デメリットも含めた御所見をお聞かせください。

議長（八木 勝之君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

ただいま議員がおっしゃいましたように、都市型側溝というのは卵形をした形で流れる部分になっております。そのため流速が速く流れるため、土砂の堆積が少ないということで、かなり有効な手法だというふうなことは思っております。

他方ですすね、畑だとかそういったものが周りにある場合、土砂が一気に流れ出た場合には、今度は貸し出しております器具では対応ができないですとか、それから建物等が近接した場所での排水管の取付けなんかというのは蓋が開かないためにより苦勞されて、現地確認もなかなかしづらいといったデメリットがあるというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、デメリットということでお聞かせくださいましたけども、土が堆積しますと人的に清掃ができないことというものは都市型側溝というものは理解しております。しかし、市街地におけま

す農地等は、土が側溝に流入しないように土留をしっかりと促せばこちらの問題も解決できるというふうに考えております。ぜひ、この取組を促進していただくとともに、下水道事業の際なんですけれども、各課で連携していただいて、情報共有をしっかりといただいて、こういったケースにも対応していきたい。これに関しましては所管が産業課になると思いますので、こちらは産業課にまず要望させていただきます。

それで、先ほど答弁にあったように、側溝の苦情があってから対処するのではなくて、日頃から管理できる体制づくりというものが今後必要になってくるのではないのでしょうか。側溝のたわみの部分の修正、また泥等の撤去も業者等だとか依頼されて対処はされていると思いますけれども、このような現状を把握して、土木課に連絡だとか改善をお願いしている市民の方というのは少なく、まだまだこういった箇所というのは本市のほうに点在すると思います。

また、私はよく耳にするんですが、側溝清掃の際に高齢化でU字側溝の蓋というのが本当に重いものになります。清掃がしたくても、こういった清掃もできない、そんな御意見もよく耳にしております。単独での側溝の入替え工事は、予算も含め多くの課題が山積されます。したがって、今後の対応として、この課題解決、清掃もしかり、たわみもしかり、市街地における下水道事業に合わせた都市型側溝の施工を考慮し、土木課、建設部でしっかりと検討をしていただくことを要望しまして、大きな2番の質問をお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、2の①の質問に対し、長谷川建設部次長兼都市計画課長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

都市計画課長の長谷川です。

それでは2番、清洲駅前土地区画整理事業における駅前広場・清洲駅前線のうちの①駅前広場の整備と清洲駅前線の進捗状況について御答弁させていただきます。

清洲駅前広場と清洲駅前線については、警察や将来管理者である尾張建設事務所と一宮建設事務所、そして稲沢市と調整中であり、現在、清洲駅前線にラウンドアバウトを導入する案で協議を進めております。

当初の計画では、令和4年度から駅前広場の築造を始める予定でありましたが、工程の見直しが必要となっておりますので、協議が整い次第、速やかに施工していく予定となっております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

ありがとうございます。

特別委員会でラウンドアバウトの件も御説明いただきました。駅前広場と駅前線の整備というものは同時期に進捗されていくかどうか、まずお伺いいたします。

議 長（八木 勝之君）

長谷川課長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

駅前広場に付随する部分につきましては、駅前広場と同時期に施工する予定でございます。それ以外の区画整理区域内の箇所については年度ごとに可能な区間を整備いたします。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

令和 6 年度末にこの事業完了予定ですけれども、具体的な日程が分かればお聞かせください。

議 長（八木 勝之君）

長谷川課長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

区画整理事業の現計画では、令和 6 年度末に事業完了となっておりますので、現在、事業の遅れが若干あるものの、できる限り速やかに事業完了できるよう、市と組合が連携して事業を進めているところでございます。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

今の御答弁で若干の事業の遅れがあるものというふうに答弁されましたけれども、やはりこの事業が計画どおり実施されることにより、駅前にふさわしい都市基盤の構築が早期に図られると考えます。しっかりと本市と組合で事業を進めていただきたい。こちらを要望させていただきます。

続きまして、駅前広場、先ほどのラウンドアバウトの変更に伴う管理などの変更点をお聞かせください。

議長（八木 勝之君）

長谷川課長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

駅前広場の整備につきましては、稲沢市と清須市にまたがっているために、組合と稲沢市より負担を頂きまして、清須市で整備することが決定しております。

なお、管理につきましては、本来であれば市域で区別するべきものなのですが、効率性等を考慮し、今後、稲沢市及び愛知県と調整いたします。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

組合と稲沢市から負担金を頂いて本市が整備を行っていくということで、こちらはしっかりと工事の工程が遅れないように管理をいただくとともに、先ほど言いました、まだまだ調整ということでしたけども、効率性のほうも考慮していただきまして、今後、管理の一元化ができるようしっかりと県と稲沢市との調整をよろしく願いいたします。こちらも要望をさせていただきます。

②の質問をお願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、2の②の質問に対して、長谷川建設部次長兼都市計画課長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

区画整理区域外の清洲駅前線整備に向けた調整状況と今後の予定について御答弁させていただきます。

区画整理区域外の清洲駅前線については、行き止まり道路にならないよう、愛知県に対し土地区画整理事業に合わせた事業実施をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

地区外の整備の必要性を本市としてはどのように考えられているかお伺いたします。

議 長（八木 勝之君）

長谷川課長。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

清洲駅前線は、清洲駅と県道名古屋一宮線を結ぶ非常に重要な道路と認識しております。したがって、先ほど御答弁申し上げましたとおり、円滑な通行の支障とならないよう、今後も県に対して要望していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

今、重要な道路と認識をしているとの御答弁をいただきました。やはり県道との接合を円滑に行うことがこの地域の利便性の向上につながります。今後も動線の確保のために愛知県への要望等、本市からこちらも積極的に行っていただきたい。

よろしく願いいたします。

大きい3番お願いいたします。

議 長（八木 勝之君）

最後に、3の質問に対して、長谷川建設部次長兼都市計画課長、答弁。

建設部次長兼都市計画課長（長谷川 久高君）

それでは、3番のJ R清洲駅西口自由通路について御答弁させていただきます。

J R清洲駅については、所在地は稲沢市域内であり、これまで稲沢市及びJ R東海から計画案・要望等についての話はございません。市といたしましても、市域を超えて自由通路設置を稲沢市及びJ R東海へ協議する予定は今のところありませんが、今後、稲沢市から整備等に対し協議があれば、西側住民の方々の利便性向上のためにも協力していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

大塚議員。

7 番議員（大塚 祥之君）

御答弁ありがとうございます。

稲沢市からの整備等に対して協議があればしっかりと協力し、この整備の実現で西側地域の住民の皆様方の利便性と安全確保は飛躍的に向上すると考えております。今後は稲沢市、特に西側の地域、これは西市場・清洲地区になるかと思えますけども、こちらの動向というものはしっかりと注視していただいて、こういった御協力があったら清須市としてもしっかりと協力していただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

議 長（八木 勝之君）

以上で、大塚議員の質問を終わります。

お待たせいたしました。

最後に、高橋議員の質問を受けます。

高橋議員。

議 長（八木 勝之君）

高橋議員。

1 4 番議員（高橋 哲生君）

議席番号 1 4 番、新世代、高橋哲生でございます。

議長にお許しを頂きましたので、私からは、通告に従い、4 つにわたり質問をさせていただきます。

本日はたくさんの傍聴の方をいただいて、我々議員も緊張感を持って、また、議会活性化につながる感謝を申し上げます。勇気を持って取り組みたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、1 番目でございます。環境美化活動の増進ということで、本市は合併以来、河川などの環境美化活動をはじめ、アダプト・プログラムの実施を進めています。また、ごみ減量化等推進委員会など各種団体や企業、個人の美化活動など、環境美化活動が活発なまちだと認識をしております。総合計画にうたわれた本市の将来像も、当初は水と歴史に織りなされた安心・快適な環境都市とされていましたが、第二次総合計画からはそれを継承するものとして、安心・快適で元気な清須市となりました。

環境美化とは、住民による地域の清掃やごみ拾いであります。その行動は、自分のまちは自分



で美しく快適にしていこう、大切にしようという意識が原点であり、ひいては地球環境を考え、温暖化防止、自然環境の保全にもつながっていく行動であります。

私事になりますが、会派新世代では改選以来、週一回の市内清掃活動に取り組んでまいりました。私たちの思いは、ごみを拾いながら、その視点で道路、側溝などの不具合の点検をしよう、また、雑草の繁茂や不法投棄の発見をしようというものでありました。そして、それが住民の皆様の暮らしぶりや地域の理解につながる修行・勉強だという考えの下、コロナによる休止もありましたが、雨の日も風の日も取り組んできたところであります。

さて、本題に入ります。

私たちごみ拾いを続けてきた当事者として、周辺を眺めますと同志がたくさんいるではありませんか。ウォーキングをしながらトングを持ち、ごみ拾いしている方、あるいはコロナ禍で家の中で友だちとゲームで遊ぶのは密になるから、外へ出てゲーム感覚でごみ拾いをする小学生たち、ごみ拾いウォーキングとして仲間と一緒に運動を兼ねたごみ拾いをする方々、ごみ拾い SNS アプリ ピリカというものもあります。ごみ拾いをした場所をマップ上に見える化し、それがコミュニケーションにつながるようであります。あるいはプロギングというごみ拾いとジョギングを合わせたスポーツのようなものがあるそうです。これは、名古屋市が普及させているようです。

私が考案しました、子どもの通学に付き添いながらのごみ拾い、これはなかなか運動量があります。そして、何とエンターテイメントごみ拾いパフォーマンス集団もいるそうです。環境保全、まちの美化はもとより、ゲーム感覚、健康、防犯、仲間づくりなど、もはや現代においてごみ拾いは多種多様な意味を持ち始めているように見えます。

新型コロナが日本に上陸して約2年、新しい生活様式へとライフスタイルの変化がありました。例えば、ステイホームにより会社ではなく地域にいる時間が増えました。それにより地域を見詰める目も増えました。旅行に行けません。ジムにも行けません。運動不足になり、コロナ太りと言う言葉もできました。地域のイベントもなくなりましたが、人々は新たなつながりも模索しました。生活の変化は意識の変化につながりました。SDGsも追い風になるのでしょうか。コロナ共生社会において、ごみ拾い＝環境美化は時代にマッチした活動になるのではないかと。コロナ禍で生まれた、この機運を大切に育んでいくべきではないか。善意や地域愛を育んでいくべきではないか。そして、その善意を集めて大きな力にしたなら、美しくてよいまちになるのではないかと私は考えます。

そこで、以下お尋ねをいたします。

①市民による環境美化活動の意義をどのように考えていますか。

②市民による環境美化活動の現状をどう捉えていらっしゃいますか。

③市民の環境美化への参加を促進していくために、今後、どんな取組を進めていけますか。

大きく2番です。西枇杷島問屋記念館の適切な保存であります。

西枇杷島問屋記念館は、清須市公共施設個別施設計画において建築年度が不明な古い木造建築物であることから、適正配置方針による評価には不向きであるという理由で、適正配置方針の検討から対象外とされております。その結果、今後当該施設を総合的かつ計画的にどのように管理していかれるのかが不透明な状況であります。

1993年に移築され、間もなく30年を迎えようとしている中、瓦屋根の波打ち、壁面塗装の剥げ、壁面漆喰の崩落など素人による目視でも老朽化が目立ち、大変不安を感じております。小田井の市、尾張西枇杷島まつりと西枇杷島町屋文化の歴史を伝える清須市の貴重な文化財の保護についての考え方を以下お尋ねいたします。

①施設の点検・診断は適切になされていますか。

②計画的な修繕は適切にされていますか。

③施設を適切に保存していくために大規模な改修が必要ではありませんか。

3番です。買い物難民解消のための企業誘致であります。

高齢化進展、免許返納、地域過疎化により、本市には買い物難民の問題があります。買い物難民の定義は、「高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる方」、「流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々」、食料品アクセス困難人口とは、店舗まで500メートル以上かつ自動車利用困難な65歳以上高齢者を指します。店舗は、食肉・鮮魚・野菜・果実小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニエンスストアが含まれますとあります。

以上のような本市の買い物難民を救うために、スーパーなどの生鮮食品を販売する店舗や生活必需品を販売するドラッグストアをぜひ誘致していく取組を進めていただきたいと思います。お考えを伺います。

4つ目です。新型コロナ第6波における児童生徒の学びの保障であります。

現在、新型コロナウイルス感染症の第6波オミクロン株の猛威が全国を席卷しております。重症化は少ないが、感染力の強いオミクロン株はこれまでにない感染者数を日々叩き出しております。

す。家庭内感染等により子どもたちの感染も大変多いのが特徴であります。

そんな中、特に気になるのは、児童生徒の感染や濃厚接触、さらには学級閉鎖などによって長期間学校を休まなくてはならない子どもたちの「学びの保障」であります。この2年間の地球規模のコロナ蔓延による学習機会の逸失による経済損失が生涯年収で17兆米ドルになるというユニセフなどによる発表がありました。苦難の時代の子どもたちだとは思いますが、現下の長期休養によりさらに他の子どもたちと学習格差が広がっていかないのか、学校の方針による学びの保障の格差が子どもの学習格差につながってはいないのか、本市の子どもたちの学びの保障は適正に確保されているのか、以下お尋ねをいたします。

①第6波における小中学生のコロナ関連休養の状況を伺います。

②長期休養している子どもたちへの学びの保障は、どう担保していますか。

③今こそオンライン授業・オンライン学習の出番だと思いますが、どこまで実施されていますか。

以上4点にわたり御答弁よろしく願いいたします。

議長（八木 勝之君）

最初に、1の①の質問に対して、所生活環境課長、答弁。

生活環境課長（所 邦治君）

生活環境課長の所です。

それでは、1の①の質問についてお答えいたします。

このコロナ禍において人との接触を避ける等、活動への制約がある中、市民の皆様、市内企業が自主的に環境美化活動に御協力いただけることに対し、大変価値のある活動だと認識し、感謝しております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

大変価値のある活動という認識で、感謝しかないということでもあります。ありがとうという感謝の意を伝えていくということは大変大切なことだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

私がここでお尋ねしたかったのは、市民にとってこの環境美化活動の意義とは何なのかという

ことであります。それは市はどう捉えているのかということでもあります。

私は先日、環境美化活動に長年取り組まれているグループの方にその意義を尋ねさせていただきました。そうしましたら、すかさず自分のまちは自分できれいにすることとお答えになられました。まさにこれだと思いました。まさに自治の基本がここにはあると思います。そういう自治の精神、自分のまちは自分できれいにする、当たり前の精神を大切に育てていくことが大切なのではないか。それを育ていくことも行政の大切な仕事だと考えますが、いかがでしょうか。

議長（八木 勝之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

議員のお考えのとおり、市民の皆様とそうした活動精神を共に育み、活動意義を積極的に発信していくことが行政として大切であると考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

もう1つ踏み込みますと、清須市空き缶等ごみの散乱防止に関する条例第3条では、市民、滞行者及び通過交通者は自主的に清掃活動を行うなど、地域環境の美化に努めると努力義務にもなっております。このような市の考え方をいま一度啓発していただいて、環境美化意識を高揚していくことも大切だと思います。

また、環境基本条例、環境美化条例を策定し、環境美化に対する理念も明らかにしていくことが大切だと思いますので、ぜひ、こういったものを策定していかれることも併せて求めていきたいと思っておりますので、この点は指摘にとどめさせていただきます。

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、1の②の質問に対して、所生活環境課長、答弁。

生活環境課長（所 邦治君）

②の質問についてお答えいたします。

市民の皆様の前向きな活動に伴う美化意識の向上により、市内全域から様々なごみに関する情報提供が以前にも増して多く集まってきております。この情報提供を元に、職員が適切かつ迅速

に対応することができております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。

まず、不法投棄に対しまして、生活環境の職員の皆様が日々迅速な御対応を頂いていることは本当に感謝申し上げますとともに敬意を表しております。どうにもならないような汚い、手も出せないようなごみというのは、最後は生活環境課の職員の皆さんが片づけられております。本当に感謝をしております。

さて、意識の高まりにより、ごみに関する情報が集まってきているというお話でございました。ごみに関する情報は電話連絡が多いと思うんですけども、今、こういったものはICTの活用ということとも親和性があるのではないかなと思いますけども、現在実施しております市民通報スマレポきよすですね、こちらのほうに不法投棄の情報発信を加えたらいかかかなと思いますけども、人事秘書課にお尋ねいたします。

議長（八木 勝之君）

石黒課長。

企画部次長兼人事秘書課長（石黒 直人君）

人事秘書課、石黒でございます。

スマレポきよすのほうは主に道路とか公園の通報をさせていただいておりますが、不法投棄というキーワードはありませんけども、随時そういう通報も送っていただける市民の方がおります。それについては迅速に生活環境課のほうへデータをお送りして、回収につなげております。ですので、今後、不法投棄というキーワードをスマレポの中に入れるかというところは、また生活環境課のほうと協議して進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

ぜひ、よろしく申し上げます。

続けて質問させていただきます。

現状で市民や企業が実施した環境美化活動で把握しているものがあれば御紹介をお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

令和2年度実績で市民による環境美化活動の実績は、50件あります。地域別では、新川地区で8件、西枇杷島地区で7件、清洲地区で26件、春日地区で5件、市内全域で4件となっております。また、申請者の内訳は、法人20社、自治会等団体21団体、個人9名となっております。活動により回収されたごみの量は約14トンでございます。収集運搬費と処分費を合わせ、概算ではありますが、約100万円というふうに把握しております。

団体活動では、清須市ごみ減量推進サークルによる駅周辺のごみ散乱防止活動のほか、新川をよみがえらせる会による新川・五条川の漂着ごみの回収、EM菌の散布等の活動を把握しております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

50件の法人や自治会、個人の方が取り組まれているとのことで、大変ありがたいことだと思いますが、これ以外にも市が把握していない自主的な活動もあるんだと思います。そういった市民の善意に基づく活動をさらにどう高めていくのか考えている方策があればお示してください。

議長（八木 勝之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

自分たちのまちは自分たちできれいにしようと掲げ、積極的に活動に参加する団体もある一方、地区や世代により温度差があります。今後とも積極的なPR活動も含め、市民協働係と連携しながら、活動の担い手が増え、善意ある清須市に近づけるよう、積極的な発信をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

大切な情報発信だと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

活動の見える化ということもよいと思いますし、活動団体への検証、そういったことも必要だと思います。

また、今、世代による温度差ということもございましたけども、冒頭に話しましたように、環境美化活動の在り方も変わってきているといった現状の中で、楽しさやウォーキングなどの健康づくり、あるいはプロギングなどのSDGsスポーツも絡めたイベントや事業を実施しながら環境美化意識を高めていくのも新しい手法だとは思いますが、生活環境課にとどまらずスポーツ課や健康推進課など、他の課とも連携しながら当たっていただくことを提案させていただきますけども、この点はいかがでしょう。

議長（八木 勝之君）

所課長。

生活環境課長（所 邦治君）

現在、健康推進課が取り組んでいるきよす健康マイレージの健康づくり目標項目に、先ほど議員がおっしゃられましたプロギングを追加し、市民の皆様が健康づくりと環境美化活動を実践できるように調整を現在進めております。

プロギングというのは、スウェーデン人のアスリートによって2016年に開始されたジョギングをしながらごみを拾う新しいフィットネスでございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

ありがとうございます。

ぜひ、新しいそういった取組をどんどん推進していただきますことをお願い申し上げまして、次の質問へ移らせていただきます。

議長（八木 勝之君）

次に、1の③の質問に対して、所生活環境課長、答弁。

生活環境課長（所 邦治君）

それでは、③の質問についてお答えいたします。

今まで同様、河川環境美化活動やごみの散乱防止市民活動への市民参加を推奨し、また地区団体や市民等が行う自主的な美化活動に使用のごみ袋の無償配布を継続的に実施するとともに、それらを広報やホームページに掲載するなど、今後とも積極的な情報発信を進めてまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

環境美化活動のためのごみ袋の無償提供というものを今までやっていただいているということなんですけども、実際よく知っている方は知ってますけども、ほとんどの方が知らない情報だと思いますので、改めてPRしていくということは大切だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

さて、市民の環境美化活動を活発にするためのごみ袋の提供支援に加え、他の自治体ではごみはさみ、いわゆるトングの貸出しなども行っているところもあります。また、提供のごみ袋はボランティア袋という専用の袋を使っているところもございます。理想を言えば、各公共施設でごみ袋の配布やごみはさみの貸出し、さらには市民の皆様が拾ったごみの回収までできるとかなり活発になると思います。ぜひとも他の先進事例を参考にいただきながら、課題を整理し、環境美化活動が活性化するよい方法を御検討いただくことをお願い申し上げ、この質問は終わります。

次、お願いいたします。

議長（八木 勝之君）

次に、2の①の質問に対して、生涯学習課長、答弁。

生涯学習課長（辻 清岳君）

生涯学習課長の辻でございます。

2番、西枇杷島問屋記念館の適切な保存の①施設の点検・診断についてお答えいたします。

問屋記念館では、現在、施設の日常管理についてシルバー人材センターと契約を締結しており、何か施設に異常が起こった際には、速やかに生涯学習課へ報告を頂くこととなっております。

また、生涯学習課の職員である学芸員も、日頃から随時現地を訪れて建物などに異常がないか



確認を行い、必要に応じて修繕を行っています。

さらに、昨年7月頃には、当該建物の移築復元を行った業者から、躯体については今のところ特に問題はないとの見解を頂いております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

議長、続けて2番の答弁をお願いします。

議長（八木 勝之君）

それでは、2の②について答弁してください。

生涯学習課長（辻 清岳君）

②番、計画的な修繕についてお答えいたします。

平成5年の供用開始以来、外壁の漆喰修繕など、必要に応じて行ってまいりました。今後も引き続き予算の範囲内で計画的な修繕を行ってまいります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

答弁ありがとうございます。

一にまとめて再質問させていただきます。

日常管理の中でシルバーの方、職員の方により異常がないかを確認している。業者からは、躯体については今のところ問題はないということでありましたと言われたんですけども、実際、私は素人なんですけど、見て、外側だけでも激しい傷みを感じております。屋根や外壁は到底大丈夫だとは思えません。

それで、先日2月23日、建物の視察を私、いたしました。そうしましたら、雨樋からの雨漏り、そして雨戸の建て付けの不具合、ぼろぼろの腰張り、展示スペースの蛍光灯の異常等々を確認しております。実際、毎年の予算でやっていただけるというのは存じ上げておりますけども、対処療法的な修繕を毎年20万円から30万円の範囲内でやられているということでございますけども、現実問題としては追いついてないのが現況だと。根本的な解決にはなっていないと思

ます。ですから、一度、素人ではなくプロによる正式な点検・診断をすべきだということを指摘させていただきます。

次、3番お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、2の③の質問に対して、辻生涯学習課長、答弁。

生涯学習課長（辻 清岳君）

③番大規模な改修についてお答えいたします。

供用開始から30年近く経過し、建物の老朽化も進んでまいりました。雨樋や外壁など、通常の修繕の範囲を超えるような改修については業者から指摘を受けている部分もございますので、優先的に行うべきものから計画的に改修を実施していく考えでございます。

なお、来年度におきましては、経年劣化により腐食した雨樋について改修工事の予算を計上しております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

通常の修繕を超える改修は計画的に進めていかれるということで、それはぜひ進めていただきたいと思います。

問屋記念館ですね、公共施設個別施設計画においては、予防・保全型管理として建築後の経過年数が20年と60年で予防的修繕を行い、40年で長寿命化改修を行うというのが個別施設計画の基本的な考えだと思います。ここにはこれは載ってないということなんですけど、問屋記念館というのは移築共用したのが1993年です。間もなく30年を迎えるということなんですけども、建築年数に至りましては明治の早い時期に建築なので、いつということは分からないんですけども、仮に1868年としますならば、154年経過しているということでもあります。したがって、建物全体を点検した上で思い切って一度に大規模な改修をされることを以前にも指摘いたしましたけども、問屋記念館の歴史的・観光的意義も加味したりリニューアルを進めていただくことをここで要望させていただきます。

この件に関しましては、財政のほうも目を見開いていただきますことをお願いします。また、木造建築、市の文化財であって、個別基本計画から外れる特殊な施設でありますから、特殊な文

化財としての保存計画を策定し、今後も保存管理していただくことを併せてお願い申し上げます。この質問は終わります。

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、3の質問に対して、沢田企業誘致課長、答弁。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課長の沢田でございます。

それでは、3 買い物難民解消のための企業誘致についてお答えします。

今年度策定予定の企業立地促進基本計画では、春日地域の2地区及び清洲地域の1地区に住工混在の解消や産業機能の誘導などに資する工業系市街地の整備を行うものとしております。

本市の企業立地活動といたしましては、まずはこの企業立地促進基本計画に基づき、市内企業の誘致及び市外企業の誘致を目指し、確実な企業立地に結びつけられるよう進めてまいります。

また、企業との面談過程において多岐にわたる相談がございますので、関係各課などと情報共有を図り、市内において立地可能な土地がありましたら企業と調整の上、適正に誘導していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

企業誘致課としては、スーパーなどの企業から相談があれば誘致に対応していくということによいですか。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

そのとおりです。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

逆を裏返しますと、企業からの相談がなければやらないということで、企業誘致課としてはスーパー等の誘致は消極的であるのかなという印象は持ちました。実際こういったことって前もって準備していかないと、いざチャンスがあるときにできないと思うんです。

例えば、美濃路でも火事で焼けたところがございます。そこは今は住宅が建っているような状況でありますし、現在でも愛知紙管ですか、広大な800坪ぐらいの土地が開いていると思います。また、ちょっと前までキュートきよすというのがあったような、ヨコイ書店ですか、あそこも今、壊して開いてるような状況もございまして、もちろんこれは民間の土地ですから、大変いろいろ難しい問題もあると思うんですけど、こういったことを日頃から考えて準備していく。逆に、していけないといざというときにチャンスを失ってしまうので、大変もったいないではないかなと思います。これは指摘にとどめさせていただきます。

続いて質問しますけども、本会議初日の市長の施政方針演説では、企業立地促進基本計画に基づき、企業の誘致と留置の双方の視点から、積極的に市内企業への訪問活動を実施しますと述べられておりますけども、訪問活動をする相手先にスーパー等を経営している企業はありませんか。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

まず、基本計画に記載の3地区、先ほど述べました春日地区と清洲地区につきましては、製造業や物流業といった工業系の誘導を基本と考えておりますので、いわゆるスーパーとかやっている事業者を対象として我々企業誘致課のほうが積極的に訪問する考えはないということなんです。ただ、しかしながら、企業のほうから問合せがあればしっかりと対応していく考えであります。以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

今現在では、企業誘致課が考える対象のところは3地区のみで、しかも工業系しか考えていないということではよろしいですか。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

企業誘致課は3地区だけしかやりませんということではなくて、3地区をまず基本に企業立地を進めていきますということでございます。したがって、今現在、企業から月平均で9.9回ぐらいですかね、いろいろ相談があるんですが、様々な相談が寄せられておりますので、そういった企業ニーズに則した柔軟な企業立地というのも必要と考えておりますので、工業系の3地区しかやらないということではございません。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

それならば、ぜひ、そこだけに限らず、全体的に企業誘致の在り方というのを考えて、そういった方向性も明確に打ち出していきたいと思っております。私も企業立地計画を読まさせていただきましたけど、そこには確かに3地区がメインに書かれているんですよね。今そうやっておっしゃられますけども、それだけだと本当に偏った考えだと思いますので、そこは柔軟に考えていただきたいと思っております。

少し気になる場所を質問させていただきますけども、土田・上条地区のビジョンとして、本地区は一段の開発が可能となるようまとまって画地を確保することで、市内企業・市外企業の製造業をはじめとした大規模な工業立地に対応していく。また、インターチェンジ隣接の好立地を活かし、マルチテナント型の物流施設を中心とする物流用地需要にも対応していくとありますけども、五条高校等のある文教地区に隣接していて、それが本当に妥当なのかということは大変疑問であります。企業誘致課のカバーする範囲としては3地区限定で工業地区のみの誘致という考え方、今、そうではないということをおっしゃられたんですけども、偏らずに柔軟な考えでやっていただきたいということを指摘させていただきます。

では、続けて質問させていただきます。

ところで、現在考えている企業誘致では税収がどれぐらい増加する見込みなんでしょうか。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

すみません、質問の地域は土田・上条地区のことで理解してよろしいですか。全部ですか。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

どちらでもいいです。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

今、土田・上条地区のお話の流れで申し上げますと、今、現状が土田・上条地区というのは田園風景が広がっている地域なんですけど、あくまでも土地の固定資産税というのは大体60万円ぐらいです。企業誘致にしますと、市街化編入をしてみたいので、そうしますと、工業系の用途が張り付くということになります。そういった試算の元に計算しますと、土地の固定資産税と都市計画税を含めまして一億数千万円程度を見込んでおります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

一億数千万円ということなんですけど、アイカが過去、本社移転しましたけど、税金はどれぐらい減りましたか。

議長（八木 勝之君）

沢田課長。

企業誘致課長（沢田 茂君）

今、特定の企業名が出ましたのであれなんですけど、アイカ自体が三、四年前に本社の移転がされておりますが、いわゆる本店の所在地というのは変更はございません。税金の増減につきましては、いわゆる企業情報になりますので、答弁のほうは控えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

これは大変大きいということを伺っております。どうしてアイカが移転したかということも考

えなくてはならないと思います。

何が言いたいかというです、もちろん企業誘致、地域づくりということで新しいものに目を向けていかれるということももちろん大切なんですけども、今ある市民や企業というものにも目を向けてコミュニケーションを大切にしながら地域をつくっていくべきであるとは思いますが。そうじゃないと一番ある人を大切にしないと、その方たちが出ていってしまったら何やってるか分からないような、収支が合わないようなことになっていってしまいますので、その点をよく考えて当たっていただきたいと要望いたします。

今日ですね、あまり時間がないのでこれ以上深堀ができませんけども、今後、買い物難民のことというのは企業誘致課が窓口で相談していてもよろしいのでしょうか。以前だと市民環境部が対応していたと思うんですけども、この辺がどうなのかということで、今後のこともありますので、この点、副市長にお尋ねいたします。

議 長（八木 勝之君）

葛谷副市長。

副市長（葛谷 賢二君）

副市長の葛谷です。

買い物難民につきましては、トラックで売りに出てるというようなスーパーなんかもございまして、一旦止めてるところもあるのかもしれませんが。

それから、先日も広告に入っていたんですけども、某地元にある店舗企業がインターネット販売を始めるというようなことで、各家庭まで配達をしてくれると。4地区なんか指定されてましたんで、そんなことも出ているという状況で、買い物難民等の関係につきましては、市民環境部の産業課のほうで取り扱っていてもおかしくないのではないのかなと。現状のことも含めて考えるとそのほうが市民の皆様の利便性というところがかなうのではないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

買い物難民の問題ですね、過去にも同僚の議員から質問がなされてまして、そのときに当時の市民環境部長が、高齢化が進んでおります。本市としましても買い物弱者対策は地域づくりの今

後の課題であると認識しておりますという答弁がありました。これは平成24年3月のことです。あれからどれだけ年月がたったのかということだと思います。

高齢化の状況はますます進んでおりますので、その点もよく考えて真剣にこの問題を考えていかなければならないと私も考えておりますし、また、ぜひ対応していただきたいとお願いしまして、この質問は終わります。

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、4の①の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課長、吉野でございます。

4の①についてお答えさせていただきます。

2月1日から10日までの期間の調査によると、出席停止となっている児童生徒の数は小学校においては、感染が理由では各校1日平均約5人、そのほかに濃厚接触者または風邪等症状が理由では各校1日平均約20人、中学校においては、感染が理由では各校1日平均約4人、そのほかに濃厚接触者または風邪等症状が理由では各校1日平均約13人でございます。

学級閉鎖につきましては、2月24日現在で6つの小学校で10学級行っております。

また、児童生徒等の感染者数は、第5波で39人、第6波では現時点で214人で、第6波の感染者数は第5波の約5.5倍となっております。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

出席停止期間はどれぐらいなのでしょう。

議長（八木 勝之君）

吉野課長。

学校教育課長（吉野 厚之君）

平均で約10日程度でございます。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）



高橋議員。

14番議員（高橋 哲生君）

大変長い時間を出席停止という状況が起こっているということだと思わんですが、2月17日に愛知県が学級閉鎖の基準の緩和ということをされましたので、そこをまた保護者に基準を変更したということをご伝えていただきたいと思います。

次、お願いします。

議長（八木 勝之君）

次に、4の②の質問に対し、吉野学校教育課長、答弁。

学校教育課長（吉野 厚之君）

学校教育課、吉野でございます。

②についてお答えさせていただきます。

小学校において基礎疾患があり、感染を避けるため長期に登校できない児童がいます。その児童に対して試行的にタブレット端末・学習支援ソフト・ウェブ会議システムを活用し、健康観察、課題の配付や提出を行い、学校とのつながりを絶やさず、コミュニケーションを大切に、学びを止めないように取り組んでおります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

以上で、高橋議員の質問を終わります。

以上で、一般質問の議事日程は全て終了いたしました。

ここで告知いたします。

一般質問の議事は全て終了いたしましたので、3月2日は休会いたします。

なお、次回の本会議は、3月4日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

早朝より大変御苦労さまでした。

（ 時に午後 3時23分 散会 ）